



特別史跡
一乗谷朝倉氏遺跡Ⅸ

昭和52年度
発掘調査
整備事業概報

福井県教育委員会
朝倉氏遺跡調査研究所

は　じ　め　に

昭和42年以來の発掘調査・環境整備事業も皆様方の終始変らぬ御協力により大きな成果をあげてまいりました。今年度より、第3次5ヶ年計画に入り、また念願であった資料館建設もいよいよ具体化のはこびとなりつつあります。皆様方には、出土遺物の展示等色々御不便をかけたまいりましたが、この資料館が完成すれば、きっと満足いただけるものと思っています。

本年度は、主として、谷中心部の武家屋敷群の一角を発掘調査しました。その結果、幅約8メートルの道路遺構や、また、すでに検出していた幹道の矩折部を検出するなど、当時の計画的な町作りの一端を明らかにすることができました。また、あわせて、こうした町作りに先行する遺構の存在が確認され、重要な問題も提起することができました。こうした調査の成果は、順次整備すること、また刊行物等で、皆様に示すことが出来るものと考えます。

最後に、今年度事業の実施にあたり、御指導と御協力をいただきました、文化庁、奈良国立文化財研究所、特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡調査研究協議会、福井市教育委員会など関係各位、及び、城戸ノ内町を始めとする地元の皆様に深く感謝いたします。

昭和53年3月

朝倉氏遺跡調査研究所所長

河　原　純　之

目 次

はじめに

目 次

第 24 次 調 査	1
第 25 次 調 査	7
そ の 他 の 調 査	13
環 境 整 備	15
古 文 書 調 査	17
研 究 所 要 項	19

P L. 1 航 空 写 真

P L. 2 ~ 6 第 24 次 調 査 ・ 遺 構

P L. 7 ~ 9 第 24 次 調 査 ・ 遺 物

P L. 10 ~ 14 第 25 次 調 査 ・ 遺 構

P L. 15 第 25 次 調 査 ・ 遺 物

P L. 16 第 21 ・ 22 次 調 査 ・ 遺 構

P L. 17 ~ 19 環 境 整 備

第 1 図 発 掘 調 査 ・ 環 境 整 備 位 置 図

第 2 ~ 4 図 第 24 次 調 査 ・ 遺 構

第 5 ~ 7 図 第 24 次 調 査 ・ 遺 物

第 8 ・ 9 図 第 25 次 調 査 ・ 遺 構

第 10 ・ 11 図 第 25 次 調 査 ・ 遺 物

第 12 図 第 21 ・ 22 次 調 査 ・ 遺 構

第 13 図 環 境 整 備

付 図 第 10 ・ 11 ・ 15 ・ 24 ・ 25 次 調 査 遺 構 全 測 図

第 24 次 調 査

本館、新御殿など朝倉氏一族の居館跡の両岸地区は、畦畔や水路、小字名や通称から給人家臣団の屋敷の存在が推定されてきた。第10・11次、15次調査によって、幅4.5mの道路を軸にして計画的に造成された家臣団の屋敷が並んでいたことが明らかになった。今回は、その成果をふまえ屋敷群の構造、およびその成立時期、また屋敷内部の家屋群の配置を解明することを目的として発掘調査を実施した。発掘調査は、福井市城戸ノ内町字平井の地2200㎡を、昭和52年5月1日から7月31日まで3ヶ月間かけて行った。

発掘された遺構 PL. 2～6 第2図～4図

第24次調査では、東半分の上層が削平され、屋敷内部の家屋群の構成を解明することはできなかった。しかし、三期にわたって造成されており、第I期は屋敷を区画している土塁築造以前の造成にかかるものであることが判明した。第I期の遺構群はSX867、SD822・824・825、SA846・840、SB842・843等があり、切合関係や方向から数度の建替が認められる。

SX 866・867 ほぼ南北に平行に走る浅い溝で、約20本認められる。溝は細い砂利で埋められており、間隔が0.92m前後である点から、配水を目的とした盲暗渠とも推定される。なお、兵庫県淡河城跡でも「やぐら跡」と称されている所から同様の遺構が見つかっている。

SD 822・824・825 SD 822は元来石組溝だったらしく、その石の一部がわずかに現位置を保っている。西から東へ流れ、SX 874付近で北に曲っている。溝より北は、遺構面がやや低い。SD825は幅0.6～0.7mの素掘の溝でSD822に接続する。北半はガラ石、南半は川砂利で埋っていた。南半はやや東に曲っており、東側に同様の溝SD 868が平行する。また幅0.4mの溝SD 823が直角に接続する。SD 824は発掘区のほぼ中央をEW23°Sの方向に走る幅0.6mの素掘の溝である。1部は柵列群に攪乱されている。

SA 846 SD 824を埋立てて造られた柵列である。長さ18m（11間×1.63m）を測る。この柵列を南側に引き倒した抜取穴があり、根石が残っている柱穴もある。東半分は他の柵列との切合関係が複雑だが、SA846、SX876の順に造られたと考えられる。

SA 840 SA 846の北7mの間隔をにおいて、ほぼ平行に造られた掘立の柵列である。柱穴には根石を据えている。東西方向に7.5m（1.87m×4間）、東端で北に3.9m分折れ曲っている。あるいは掘立柱の建物であろうか。

SB 842・843 発掘区のほぼ中央、3.7m（2間）×3.7m（1間）の掘立柱の建物でSA 846と方位を同じくしている。SB843は1m×3.4mの礎石建物で梁行方向に浅い布掘をして礎石を据えている。

SA 836 川原石を据えた掘立柱の柵列で、11.2m（6間）を測るが、柱間寸法は1.4m、1.7m 2mと一定でない。柱穴が浅いので、時期決定に不安が残る。

第Ⅱ期の遺構群は、屋敷を区画している土塁、幹線道路が造られた時期で、土塁 S A 263、S A 265、道路 S S 260、屋敷内では S B 841、S D 316等が比定できる。

S A 263 新馬場との境界土塁で、S A 261・265と直角に接続し、山裾にとりつく。長さは約60m、西半部の残りの良い所で高さ1.6m、基底部幅1.8mを測る。使用されている石は道路に面している土塁のそれよりかなり小さい。土塁下に石組溝 S D 316が流れ、暗渠をくぐって排水される。

S A 265 幹線道路に面した土塁で、今回発掘区内の長さは40mである。土塁は一連のものであるが、石積の手法は屋敷単位に異っている。例えば、今回の S A 265がほぼ平均した石を使用しているが、新馬場の土塁は数mおきに巨石を入れている。S A 263より6.5m北に門 S I 821が開いている。発掘区北端の S D 828に続く暗渠が考えられる。25次調査にかかるが、暗渠 S Z 913があり、S D 828と S Z 913の間から山裾までの土塁が想定され、S A 263から、ここまで40mがこの屋敷当初の間口であろう。この土塁は第Ⅲ期の改造で取払われたと考える。

S S 260 武家屋敷群を南北に貫く幹線道路で、幅は南側で4m、北側では4.5mと広がっている。これは北側で幅8mの東西道路が接続しているためであろう。新馬場前では路面が2時期あることが確認されているが、S D 247以北にはそのような形跡はなかった。道路側溝 S D 268がつく。

S B 841 発掘区のほぼ中央に位置する礎石建物である。一列に並ぶ礎石と同じレベルの礎石数個しか確認できなかった。1.92mを1間としているようである。

第Ⅲ期は、北土塁を取払って隣り屋敷を合せた時期で、遺構群の方位から小二期が考えられる。Ⅲ₁期は S B 831・835、S D 827、S A 857等、Ⅲ₂期は S B 830・S D 838等で庭園や東屋的建物はおそらくⅢ₁期に属し井戸や、S F 851はいずれかに属するのであろう。

S B 831 山裾近くに位置し、東西7m(4間)×南北3.9m(2間)の礎石建物で、東南隔に1.95m×1.95mの、東北側に3m×0.95mの下屋がつく。西半分は2間を3等分した柱割になっている。建物の西側には土塀(5.5m×0.6m)の基礎と思われる石敷 S A 857があり、さらにその西側にも礎石列 S B 833がある。

S D 826 逆コ字形の溝で、東西7m、南北6m弱と推定される。この溝は大甕5個 S X 855を納めていた建物の雨落し溝であろう。これら西隅の建物群は、位置や規模から日常雑舎的な性格の建物であろう。

S A 844 掘立柱の柵列である。柱間寸法は1.6mで、南北に3間、南端で東に折れる。柱穴には細い丸木の柱根が残っていた。柵列の東に礎石建物 S B 853がある。規模は不明。

S B 830 5.8m(3間)×5.8m(3間)の礎石建物である。柱間寸法は1.93mと考えられる。この建物は前述の遺構群とは、わずかに方位(1°2′)を異にしている。石組溝 S D 827はもと S A 857等と平行であったが、一部が、S B 830の雨落溝に改変されている。S B 838と同方向

の建物に S B 828がある。礎石建物で、規模は1.35m×5.7m（3間半）であるが、西側へのびていた可能性が強い。

S G 829 平庭的枯泉水の形式に属する。8m×5mの広がりをもって白砂が敷かれていたが、この範囲がこの庭園の大きさであろう。もともと畔に突出していた巨石を除いてはほとんどが伏石である。海石を使用した石組があり、そこは手水と考えられる。庭園西側に東屋 S B 837が付属する。

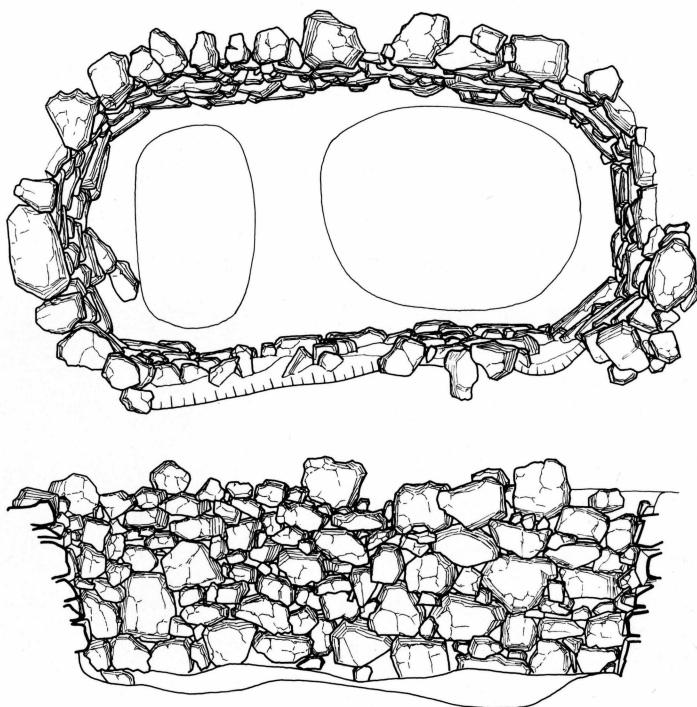
S X 845 粘土質の土がつまった不整形の土壌の中に約20個のピットが検出された。そのうちの1個には大甕の口縁が入っていたので、おそらく大甕が据えられていた跡と推定されるが、不規則に並んでいる点に疑問が残る。

S E 847・848・849・850 井戸は四本検出した。形式的にはこれまでのものとほとんど変わらない。S E 847は深さ5.6mと深く、S E 849は口径0.7m、深さ1.8mと小形ではあったが、底部の木組が非常にしっかりしていた。

S F 851 これまでの「石積施設」とは異って、変形の隋円形をしており、長径3.5m深さ1.4mと大形である。なお今回の調査区では方形のものは検出されなかった。

今回の調査の最も大きい成果は、ある程度推測されていたことではあるが、屋敷を区画している土塁以前の遺構が発見された事である。S A 265は、S X 874以东の大量の土盛整地も（第II期）と同時期に築かれており、S A 263の下にI期の遺構面が存在することが確認できた。

町割が計画造営された第II期の時期が問題となるが、I期の遺構面からの出土遺物は少なく、古い形式を残しているものはごく少量であり、II期、III期の遺物は形式的に同一であると認められる。このためそれぞれの時期の確定はむずかしい。しかし、「孝景十七箇条」とも関連して今後の調査の重要な課題の一つとしたい。



挿図1 石積施設 S F 851



発掘された遺物

第24次調査で出土した遺物は、日常雑器の越前焼を主として、瀬戸・美濃焼、青磁、白磁、染付、それに若干の瓦質陶器、信楽焼、朝鮮製陶磁器などがある。また、金属製品、木製品、それに石製品などは井戸 S E 847から多く出土した。

越前焼 第5図 挿図2

出土した越前焼は、甕、壺、浅鉢、播鉢である。

甕の大半は、肩部にへら書きの記号がみられ、「本」印と格子目とを組み合せたスタンプがめぐらる。調査区西側で出土した甕は、他の大甕に比べて口縁の厚さが 1.7cmと薄く、口縁内側に明瞭な段を有し、肩の張りが下方にあって格子目だけのスタンプをめぐらすなど古様の特長をもっている。15世紀後半ないしは16世紀にかけての遺物である。

壺の1は、底部が大きくずんぐりとした小壺で鶯口をもつと思われる。2は、第I期の層から出土した。3は、口縁端部を丸く折り返した大壺で、肩部の張りはなく、大きなへら書きの記号を施したものである。

浅鉢・播鉢の多くは、底部からほぼ直線的に開き、口端部を斜め内側にカットし、口縁内面直下に凹線を施したものであるが、挿図2のような15世紀頃の遺物と考えられる古様のものも出土している。それらは、片口をもつものが多く、口端部を平垣にカットしそこに1条の沈線ないしは凹線をめぐらしている。底は、低い付高台で、外面下方 $\frac{1}{3}$ と高台とに削りがみられる。播鉢の場合には、内面に間隔を広くとって、7条程度の播目を入れる。

土師質土器

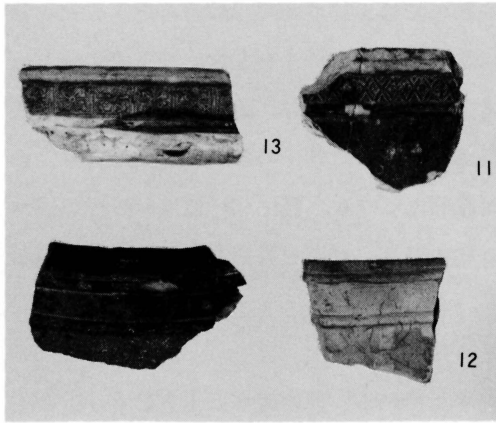
土師質小皿は、形式的には従来のものと変わらないが、量的には少なかった。特に、井戸 S E 847 から出土したものの多くは、2次的な火を受けた後ここに投棄されたと考えられ、固く焼きしまっていた。土鈴2片、耳皿2片、土釜3片も出土した。

瓦質陶器 第5図 挿図3

火鉢は、7個体分出土した。11は、角火鉢で、口縁部を水平に内側へ張り出している。口縁部外面に2条の突帯をめぐらし、その間に菱形模様の押型を連続して押している。突帯は胴下部にも1条みられ、脚は底部に刻み目を入れて取り付けている。12も角火鉢で、口縁部外面の2条の突帯の間に、渦模様



挿図2 越前焼播鉢



挿図3 瓦質火鉢

高さとも約6cmで肩の張りが胴上部にあり、口縁は垂直に立ち上っている。片口は、椀状の片口部のみが出土しており、胴部や柄部などはわからない。水滴10は、庭園S G 829の北側から出土したもので、器形は扁平球形を呈し、底部に糸切りがみられる。肩部には、注口と、粘土板を貼り付けただけの把手をもつ。おろし皿は、小形の皿の底部内面におろし目を刻んだもので、施釉は、口縁近くの内外面にみられるが、かせている。

灰釉のかかったものでは、3足盤、皿、おろし皿、茶碗などがある。9は、3足盤で口径28.8cm、底部径12cm、高さ9.3cmの盤に簡単な獣足を3個貼り付けたものである。口縁は、内面直下に段を有する。底部と胴下部にはへう削りがみられる。釉は、黄緑色を呈し、口縁部の内外面に漬けかけしているが、かせている。他に2个体分の3足盤があるが、これらの口縁は、いわゆる折縁になっており、釉が内面全体と外面下方まで施されている。

朝鮮製陶磁器 PL. 7

象嵌三島手壺(19)は、口縁部が欠損しているが、胎土はねずみ色を呈し、比較的厚手のものである。胴下部は、露胎のまま赤く焼けている。胴部には3本からなる筋文様が数段にみられ、その間には重弧文様、爪形文様などが施されている。文様は、陰刻した後白土を象嵌し、その上から全体に淡青色の透明釉をかけている。季朝前期の作であろう。しかし、三島唐津である可能性も残されている。他に、若干の刷毛目茶碗、そば茶碗がある。

中国製陶磁器 PL. 7・8 第6図

青磁では20の花瓶が復原できた。これは、今回の調査の破片と、第15次調査の武家屋敷から出土した破片とが接合できたからである。遺物が、破損してから道路S S 260を隔てて約40mも移動したことが分かる。総高27.5cmで、口縁部はやや方形を呈し、長い頸部には、不遊環が取り付いている。胴部は楕円球形で、どっしりとした高めの高台をもつ。全体を押型で作っており、内面には指や布の跡が荒く認められる。口縁部の鋸歯文、頸部の芭蕉文、雷文、胴部の連続花文、高台の唐草文や鋸歯文などの文様も、押型にあらかじめ彫りこんだものと思われる。

の押型を間隔をとって押している。13は、丸火鉢で、口縁が垂直に立ち上り頸部に1条の突帯を貼り付けている。突帯と口縁端部との間には、花形模様の押型を連続して押している。胴上部には窓が穿たれている。他にも5片ほどある。

瀬戸・美濃焼 PL. 7 第5図

鉄釉のかかったものでは、天目茶碗が10数個体分あり、他に若干の茶入れ、片口、水滴、おろし皿、壺片などがある。茶入れは、口径、

21は、托で高さ4.4cm、受部口径5.7cmである。22～25の皿は、井戸S E 847から出土した碁筒底の輪花皿である。今までに、この種の皿の出土は少なく、また破片をも含めて7個体分も一括して井戸底から出土したことなどを考え合わせると、この皿は、井戸鎮めの具として井戸底に置かれていたのかもしれない。他に、碗が20数個体分、それに若干の蓋、香炉片がある。白磁では、14が坏で、口径6.8cm、高さ4cmの薄手に作られている。15・16の皿は、口径11.8cm、高さ3cmの端反りの器形であるが、他の皿の多くは輪花皿で、やはり井戸S E 847から一括して出土している。

その他の陶磁器 P L. 7

信楽焼壺 口径約10cm、高さ約55cmの壺で全体にひずんでいる。肩の張りは上方にあり、茶褐色に固く焼き締まっている。珪石が多く吹き出している。第11次調査で出土した、井戸S E 293の信楽焼の壺と接合できた。

茶褐色釉四耳壺 2個体分ある。胎土に多くの鉄分を含み、胴下部は露胎である。17は、頸部に段を有し、肩部には粘土紐を貼り付けた4耳がある。18は、器壁を非常に薄く叩きしめている。これらの壺は、「呂宋壺」と呼ばれている葉茶壺である。

金属製品 P L. 9 第7図

27は、銅製の花瓶で、高さ9.7cmある。1枚の銅板を、飾り耳を付けた形で切断し、それに壺形に細工した前半分を接合したものである。裏面上部に0.8×0.6cmの吊り下げ穴が穿たれており、柱などにかける一輪挿と考えられる。28は、銅製のかんざしで、長さ18.8cmを測る。頭部には耳搔きのみられ、脚は2股に分かれている。29は、銅製の蓋で、蓮弁形のつまみをもつ。直径13.2cmを測り受け部をもつ。薬罐の蓋と考えられる。30は、鉄鍋で、非常にもろくなっている。直径21cm、高さ9.1cmを測り、両側の吊り下げ部には、断面長方形の把手が付く。底部には、中央に鑄出しの時の突起があり、角状の脚も3足ある。31は、長さ5.4cmの切羽である。32・33は、家具などの隅飾りや飾りに用いられたと思われる金具である。34・35は、煙管で2本とも耕土中から出土した。時代は不明。他に、銅銭16枚や鉄釘などの出土があった。

木製品 P L. 9 第7図

36～39の4点は、付札で井戸S E 847から出土した。長さは4.3cm、6.1cmなどそれぞれに違うが、片面に「いへ」という2文字が墨書されている。これらは、小道具などを入れる箱、あるいは茶器類などの容器に付けられていた札かもしれない。この井戸からは、他に曲物1点、漆塗り椀2点も出土した。

以上の調査の結果、(1)層位は明確ではなかったが、15世紀から16世紀初にかけての古様の越前焼の出土がめだった。(2)隣屋敷や道路を隔た斜め隣の屋敷から出土した遺物と接合できたことから、遺物が破損後かなり移動したことが判明した。(3)井戸底から、青磁や白磁の同形の皿が幾組かセットでみつかри、井戸鎮めの為に用いられた具と考えられそうであった。

第 25 次 調 査

本調査は、今年度調査の主眼である武家屋敷の解明の一端を担うもので、福井市城戸ノ内町字平井・斉藤の地、面積約2400㎡について発掘調査を実施した。なお、この中には、県道改良事業に伴う事前調査 200㎡を含んでいる。調査は、昭和52年8月3日から開始し、同年11月5日をもって、発掘作業並びに土層図・立面図作成等の現場作業を終えた。また、平面図作成については、アジア航測株式会社に委託し、同年10月25日、ヘリコプターによる空中写真撮影を行った。

今回の調査は、前述のように、すでに、第10・11・15次の調査で検出されている、一乗谷川をはさんで、本館と相對する、谷内のほぼ中心部の武家屋敷の解明を主目的としていた。発掘調査の結果、屋敷内の遺構については、後世の攪乱により、あまり残存状況が良いとはいえず、特に、北半の屋敷については、ほとんどの遺構が削平されており、規模等は不明である。

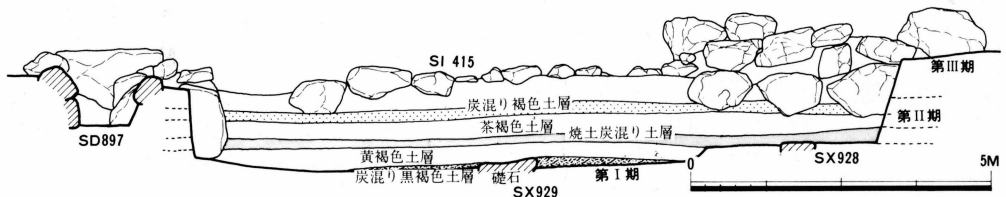
しかし、こうした中で、幅約8mの東西方向道路（SS 944）や、すでに検出されていた、南北方向幹道（SS 260）の矩折部を新たに検出し、また、土塁等の検出などによって、谷内に存在する朝倉時代の町割の一端を明らかにし、あわせて、その面的拡大といった役割も果たし、一応の目的は達せられたと思う。また一方では、こうした町割に先行する遺構の存在を明らかにし、今後の調査に貴重な問題を投げかけた。

現在は、出土遺物等の整理・検討を行っている最中であるが、以下、その調査概要を報告する。

発掘された遺構 PL. 10~14 第8・9図

調査地は、先回の調査で明らかになっていた、南北方向幹道SS 260と、一乗谷川に挟まれた武家屋敷群の一角であることは前述した。今回の調査区は、第24・15次調査区に接続して、東西約40m、南北約60mの発掘区を設定した。

調査の結果、検出した主な遺構は、道路3、土塁及び石垣5、石組溝10、井戸1、石積施設7、礎石建物数棟等である。発掘区は、東西方向道路SS 944で大きく二つに別れ、北が一段



挿図4 門(SI 415)内面土層図

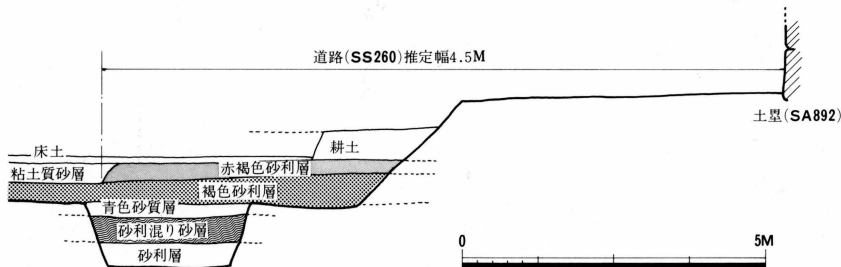
底い。そうしたためか、北半は、ほとんどの遺構が削平されている。また一乗谷川沿いは、この川の氾濫原であって、遺構の存在はみとめられなかった。

これまで、谷内の遺構は、基本的に三期に区分されてきた。しかし、ここでは、さらに、それらに先行する遺構の存在が認められた。すなわち、ここでは、四期に大別されることになる。下層より、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ期とする。Ⅰ期とは、町割作定以前の時期、Ⅱ期は、町割作定期、そして、Ⅳ期の天正元年の滅亡時の状態となる。

この区分に従って、以下、主要遺構について報告する。

SS 260・SD 268 すでに先回の調査で検出されている南北方向幹道及びその側溝である。Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ期にわたって存続していると考えられる、この遺跡の町割の骨格ともいえるものである。幅は側溝SD 268を含んで、土塁内法で約4.5mを計る。側溝幅は約0.4mである。この道路と、東西方向道路SS 944との接続点より、北流していた側溝は石に折れ、SS 944の側溝SD 896に接続する。道路はそのまま北へ延びているが、この北半では、その幅は明確ではない。しかし、挿図5にみるように、その土層から推定できる道路幅4.5mは、南半とよくあっている。そして、この道路は、北部で矩折となる。すなわち、約5m西へずれ、再び北へ延びている。ちょうど道路一本分程ずれているわけで、これは、近世の城下町にはよくみられる形状である。よくいわれるように、見透しをさける意味も持っていたことであろう。また、この矩折部には、この道路を横断する溝SD 901が存在する。この溝には、凝灰岩切石製の蓋石がかけられている。復原してみると、約4枚分となる。大きさは、縦96cm、横68cm、厚12cmである。4枚を合計すると2.72m、9尺である。道路幅(4.5m、15尺)一杯ではなくて、その中ほど、9尺(⅔)のみに蓋がされ、通常の通行帯とされていたとみられる。

SS 944・SD 896 発掘区のほぼ中央で検出された東西方向道路と、その側溝である。SS 260、SD 268と同様、Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ期にわたって存続したとみられる。道路面は、かなり削平を受けている。しかし、土塁痕跡とみられる石列SV 894を境として、その様相がきわだって異っている。すなわち、その北は礫が多量にみられるが、南すなわち道路SS 944とみられる幅約8mの区域は、まったくといって良いほど礫はみられず、きれいな砂利混りの砂質土である。



挿図5 道路(SS 260)土層図

側溝 S D 896 は、幅 0.6m であり、前述の S S 260 の側溝 S D 268 を受けて、東の一乗谷川へと向う。しかし、この道路及び側溝の東端は、一乗谷川の氾濫原であり、また削平も受けた様子で、明確ではない。この道路に立って東をみると、ちょうど正面に、対岸の本館の隅櫓が目に入ってくる。また、西の正面は、土塁 S A 265 であるが、この石垣も、この正面のみ巨大な石（径 1～2m 程度）を配し、他の部分と、きわだった違いをみせている点も注目できる。

S A 266 道路 S S 260 と一乗谷川の間武家屋敷の西を区画する南北方向土塁である。Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ期に属する。（以下、特記しないかぎり、こうした町並を形作る遺構については、同様の時期と考えてよい）今回は、約 18m 検出した。すでに大半が検出されていた。ここでは、それらの結果もふまえて述べよう。総長すなわち、この屋敷の間口は、約 60m、その南部に掘立柱の門 S I 279 を開いている。幅は、約 1.4m である。また、その中央部約 20m のみ約 1.2m の拡幅 S A 267 を行っている。

S A 308 武家屋敷の東を区画する南北方向土塁である。道路 S S 260、西土塁 S A 268 とは少し方向が異り、南で多少開いている。これは、すぐ東を流れる一乗谷川に影響されたとみられる。すでに先回の調査で、門 S I 415 を含んで約 15m が検出されていた。今回の調査によって検出した長さは、約 18m である。この土塁内面の石垣にそって掘り下げた結果、石垣の根は、かなり深く、さらに、土塁石垣の下層に遺構 S X 926・928・929 等が検出され、土塁等の町割作定以前の遺構が存在することが判明した（挿図 4）。

S A 891 屋敷の北を区画する東西方向土塁である。S A 266 と矩折となる。長さは約 30m である。土塁内面の石垣は検出されなかった。そのため確実な幅はわからない。しかし、石積施設（S F 907～909）等の位置からみて、他の土塁幅と同様であると考えられる。

S A 892 道路 S S 260 の西の山裾の屋敷の東を区画する南北方向土塁である。屋敷内の発掘は実施していないから詳しいことはわからない。今回の発掘区の北辺で矩折部を作り、再び北へ延びている。この付近は残存状況が良く、土塁の天端がはっきりしていて、土塁の高さは、道路面から計って、約 1.2m（4 尺）である。また幅は、約 2m であり多少広い。詳細は今後待ちたい。

S D 897 今回の調査の南端で検出されたⅢ・Ⅳ期の東西方向溝で、東へ流れ、土塁 S A 384 を暗渠 S Z 916 でぬけ、一乗谷川へそそいだようである。この溝が、S A 384 をぬけた先にも一部溝が残っており、また、この土塁には門もひらかれている点などを考えれば、土塁と一乗谷川の間には、南北通りの道（通）路 S S 945 があったとみられる。また、この溝と、その西の東西方向の障壁状遺構 S A 895 によって、この屋敷内は、二分されたようである。すなわち南には、S B 405 に代表される晴向の施設が多くみられ、今回検出した、北には、石積施設群に代表される、日常生活（襲）の遺構群が配されている。

S D 898・899・900 Ⅲ・Ⅳ期に属する石組の溝である。S D 900 は、ほぼ中央を南北に流れる。

そして、井戸 S E 905 附近から発して、北へ流れる溝 S D 898 と S D 899 で連絡されている。この溝 S D 898 は、土塁は暗渠 S Z 915 として屋敷外へ出、道路側溝 S D 896 へ注ぐ。

S B 903 今回の調査で検出した、規模の判明する唯一の礎石建物である。Ⅳ期の遺構とみられ、6.0m × 5.5m の規模を持つ。この建物の四周は偏平な石（径50cm前後）を並べているが、どれが礎石なのか、はっきりしない。内部には、径20cm程の石を敷きつめた部分 S X 922 がみられ、その端に、多少大きな石が、南北に二石みられ、これは礎石とみられるから、あるいはこれが棟通りではあるまいか。ちなみに、この石列の西は3m、東は2.5mである。この建物の性格は不明である。

S X 917・919 屋敷西部で検出された石列でⅣ期とみられる。この二つの石列はほぼ平行しており、その間は、約1.5mである。あるいは、この部分は、通路遺構かもしれない。東にも同様の石列 S X 918 がみられる。

S E 905 石組の井戸である。Ⅲ・Ⅳ期の遺構とみられる。深さは約2.2m、径は約0.6mで、小さなものである。谷内の井戸としては、浅いものである。

S F 906～912 石積施設群である。S F 906 はⅡないしⅢ期、その他のものは、ⅢないしⅣ期の遺構である。また、S F 906 は、約1mの深さをもち、S F 910・911 は深さ約0.6m、その他のものは深さ約0.4mである。一般に、この施設は、土塁等の脇などの屋敷周辺にみられるものと、建物等に附属するものに分けられるようである。S F 909 は、溝 S D 943 を持っている点は注目される。

以上、主要遺構について概説してきたわけであるが、ここで、若干の考察を加え、まとめたい。

まず、屋敷割について考えてみよう。すでに指摘したように、先回の調査と合せて考えると、道路 S S 260 の東の屋敷の間口は、約60m、奥行は約30mとみられる。また道路西の屋敷のうち、24次調査においては、北を区画する土塁が検出されていない。しかし、その屋敷内の溝 S D 828 は、その先が暗渠となって土塁 S A 265 をぬけていたとみられ、また、そのすぐ北にも暗渠 S Z 913 がみられること、また、そこは、東西方向道路 S S 944 の正面という、大きな計画性がみられることなどからみて、ここに、何らから、屋敷境の東西方向施設（土塁）を考えてみたい。しかし、まだ、北の屋敷の門が検出されていないため、不明な点も多い。

次に、東西方向道路 S S 944 について考えてみよう。『朝倉始末記』の中の「永禄十一年五月十七日朝倉屋形へ御成御門役辻固ノ事」の条には、屋形すなわち義景館附近に「大橋ノ通」の名のつく道路があるとされる。の中で、「——通」の名の前には2例とも『橋』の文字がみられるところから、一乗谷川にかかる橋の方向、すなわち、東西方向道路が「——通」であるとみられる。ここでは、この S S 944 が、その「大橋ノ通」にふさわしいことを指摘しておきたい。

発掘された遺物

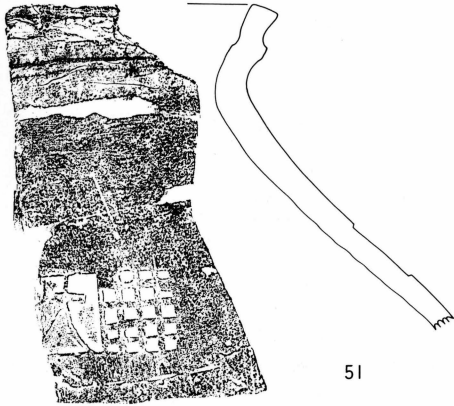
第25次の調査によって発掘された遺物は、総数約4000点で、その9割は陶磁器、他に金属製品、石製品、木製品である。平面的には、これらの遺物の8割は、東西方向道路の南側の武家屋敷より出土したもので、残りが北側の屋敷、及び道路からの出土である。

今回の調査では、①遺構、遺物の豊富な南側の武家屋敷を完掘したことにより、屋敷を単位とする遺物の量的、機能的な問題を検討する好資料が得られたこと、②下層の遺物の概要をつかめたこと、③丹波焼と推定される壺が見つかったこと等が遺物の面からの大きな成果であった。①については、24次の報告にもあったように、この一画の武家屋敷群では、屋敷の区画を越えた遺物の接合関係が認められる。それは多くの場合、山側から川側へという東西方向の動きであり、南北道路西側の屋敷の遺物が、道路を越えて東側に移動していると予測され、詳細な作業を経てからの分析を必要とする。②については、「新馬場」の調査以来、この武家屋敷群一帯では、従来文明3年(1471)～天正元年(1573)とされる、一乗谷の年代を外れる古い時期の遺物の存在することが注意されてきた。第24、25次の調査によってその一部が把握されたので、型的な特徴の出やすい越前焼の甕、鉢、播鉢を指標に区分してみたい。

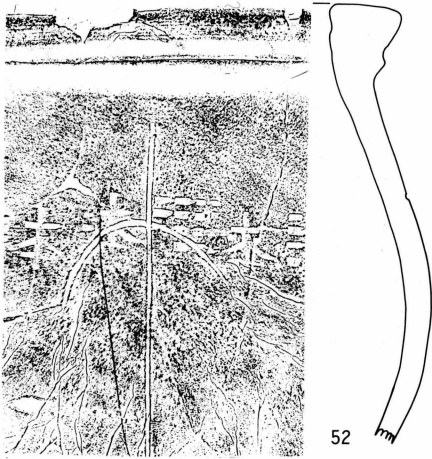
I群；甕は幅のせまい口縁帯をもち、樋口化した例も認められる。大甕では、肩に凸字の「上」や菊花を格子目と組んだスタンプが押され、櫛描きの十字文等をもつ(南条町教育委員会1978史跡山山城跡II)。中、小形の甕では首の立上りが顕著で、肩も張っている。胴部には粘土をついた時の調整の跡を粗く残す。鉢は片口と低い断面3角形の貼りつけ高台をもち、口唇には1条の沈線をめぐらす。腰部はへら削りされる。この鉢の内面にまばらに数条の櫛目をつけた播鉢も出現している(挿図2)。鉢、播鉢の内面にへら描きの記号の多いのも特徴である。

II群；甕の口縁はI群からIII群へ変化する過程の形態で、口縁帯がくずれて、外側の稜と、内側の凹線又は段へ変化している。第11図55や「特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡VII」第7図4等にてその特徴がよく見られる。大甕のスタンプは凸字の「本」又は「大」と格子目の組み合わせで、記号もへら描きへ変化している。また、第11図58のように、口縁帯の名残りを意識的につけた例もある。播鉢はいわゆる「スリバチ」形となり、口縁で櫛目の倍くらいの間隔をおいた目がつけられる。断面は丸い例、平坦な例があり、初期には口唇の沈線も残っている(特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡VIII第12図68)。また、口縁と櫛目との間がやや広く、ここに凹線をめぐらす。片口、へら記号、腰のへら削りが一部に残るが、高台はない(第11図)。

III群；大甕の口縁は肥厚し、内側の段も弱くなり、口縁帯との関連は既がない。スタンプは凹字の「本」と格子目の組み合わせで、へら描の記号がつく(挿図6)。播鉢の口縁は内傾して切られ、凹線は浅い段となり、口縁際へ上がっている。櫛目の間隔は密になり、下半が重なるようにつく。サイズ、形態のバラエティーが増えている。III群の各器種については、「特別史



51



52

挿図6 越前焼 大甕Ⅱ群(上) Ⅲ群(下)

いること、③Ⅱ群の時期から一乗谷の各地域に遺構が拡散していたこと等を指摘できる。また、町割にのる3遺構面と、これに先行する2遺構面は遺物の変化が漸移的であることから、時間的に大きな空白をもつとは考えられない。このように考えた場合、文献史料から言われる文明年間頃の町作りをどこに比定するかが問題となる。下層の発掘例の増加を待ちたい。

丹波焼壺 断面の丸い、外反する口縁で、頸の立上りがなく、付根には段をもつ。肩の大きく張った丸胴の大壺で、7～8段の紐土はぎ作りで成形され、器面の内外面は細かい横ナデの調整痕を残す。特に口縁部は丁寧にナデである。胴下部の継ぎ目にはへら状の幅約1cm程の凹線が認められる。胎土は硅石等の細粒を多量に含み、よく焼締る。火前は赤く鉄分が出、後側は暗灰色を呈す。口縁から肩へ青味を帯びた鮮緑色の自然釉がかかり、一部は底まで流下する。肩に粗略なへら描をもつ。以上の器形、調整等の特徴から14～15世紀の丹波焼の製品と考えられる(第10図50)。この壺は、これまでに一乗谷で少数確認されている信楽焼の壺と共に、地元の越前焼との関係で、その存在する意味が問われる資料である。

跡一乗谷朝倉氏遺跡Ⅰ～Ⅷ」に詳しい。

Ⅰ群は、少なく、第25次では磨滅した口縁が2片採集されただけである。第24次では、下層の遺構より播鉢、鉢等が採集された(挿図2)。これらは南条町阿久和の調査によるB群と同類であり、13世紀末～14世紀後葉の遺物と考えられる(南条町教委1978)。第24次の遺物には、B群と共伴したと考えられる型式の灰釉平茶碗、天目茶碗、白瓷系碗、同安窯系の青磁碗等が認められる。Ⅱ群は、第25次下層やこれまでの一乗谷の調査区で、少量発見されていたもので、同層においてもⅢ群の方が多い。また共伴した天目茶碗、灰釉皿等はⅢ群に伴なうものと同型式のものばかりであった。Ⅲ群は、一乗谷の越前焼の主体を占めるもので、天正元年(1573)の焼亡まで型式的に大きな変化はない。これまでの調査を通じて、下層が十分に発掘されることがなく、不明な点が多いが、①一乗谷中心部では、少なくとも14世紀代にはかなりの遺構の存在が推定されること、②Ⅰ、Ⅱ群の越前焼の時期の遺構は発掘されている町割に先行して

その他の調査

第21次調査 P L. 16 第12図

第21次調査は、福井市城戸ノ内町字庄角、朝倉浄順氏宅の家屋新築に伴う現状変更の事前調査である。調査面積は約 100㎡、調査期間は、昭和52年 4月 1日より同 4月 15日までである。

調査区は、0.1~0.2mの耕土の下に0.2~0.5mの砂利混り黒色砂質土、さらに0.1~0.4mの黄褐色土層があり、その下が遺構面である。調査区東部では、0.2m程の耕土の下に礫混り黄色土層が0.2~0.3mあり、その下は黒色粘土となっており遺構面は明確ではなかった。

検出された遺構は、溝 2条 (S D 811, S D 812), 柱根 (S X 814), 桶の底 (S X 815) である。

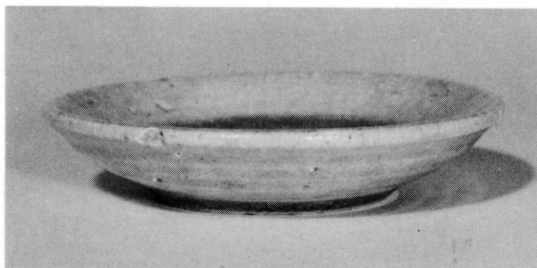
S D 811は、検出された部分で、長さ13.5m、勾配は約2.5%で東へ流れる。調査区内西半は残存度もよく、本来の溝とみられ、幅は約0.3mである。東半は、幅は0.7mとなり、残存度はよくない。尚東端で南へ曲る様でもあるが、この部分の中央に柱根 S X 814 (径25cm) が残っており、柱を立てる為に溝を破壊した痕とも考えられるが、不明な点も多い。

S X 815は、直径約90cmの桶の底部が残存しているものであるが、後世のものと考えられる。

S D 812は、南北方向溝の北端とみられるが、規模等は不明である。

出土品は、谷内の他の調査区と同様のもので、特別な差異は認められない。焼物では、青磁、白磁、青花、瀬戸、美濃、越前等があり、青花の中に、見込みに「□命□貴」高台に「□明年造」の銘のあるものもみられた。石製品では、白盤、バンドコ、石仏があり、金属製品では、鍋、包丁、楔、簪などが出土している。楔は、鉄製で、幅6.5cm、長さ10cm、厚さ1.2cmであり、簪は銅製、平打ちで頭部のみであるが、そこには象嵌が施されている。

灰釉小皿▶



簪(頭部)▼



石製盤▼



挿図 7 第21次調査出土遺物

第22次調査 P L. 16 第12図

第22次調査は、福井市城戸ノ内町字庄角、藤田幸雄氏宅の家屋新築に伴う現状変更申請地の事前調査で、調査面積は約 100㎡である。昭和52年 4 月12日から 4 日間調査を実施した。当現状変更申請地は、民家集中地域の北端にある農地で、第 6 次調査区に北接した位置にあたる。第 6 次調査で、建物 1、井戸 3、石組溝 1、石積施設 1 などの遺構が検出されており、今回の調査も、その延長として期待されるものがあった。

調査の結果、遺構らしきものはほとんどなく、S X 816と S X 817が検出されただけであった。層序は、発掘区北側壁で観察したところ、耕土下に薄く床土があり、その下に礫混り黒褐色土がみられた。この層は、S X 817の石列を境にして東へ行くにしたがって厚くなっていた。次層が、遺構面と考えられる層で、鉄分を多く含んだ茶褐色土であった。最下層は、青色砂質土で遺物は全く含まれていなかった。

S X 816は、径20cm前後の河原石を 2 列に弧状に配しただけのものである。S X 817は、径70cm前後の大石を置き、その石と石との間を、約20cm前後の石でつなげている。それぞれ、どういう性格の遺構かは不明である。なお、発掘区の南端中央部付近に、石臼の半截したものが 2 個、あたかも 1 つのものを割った状態にして置かれてあった。

遺物としては、17世紀にはいると思われる灯明皿の受皿や、18世紀頃の唐草文様の伊万里焼などが耕土・床土から多く出土した。越前焼の甕・播鉢、青磁、白磁、染付片や石臼なども出土している。

第23次調査

第23次調査は、福井市城戸ノ内町字権殿、木村竹次郎氏宅の家屋改築に伴う現状変更の事前調査である。調査は、昭和52年 4 月13日に行った。調査地は、昭和49年に水田面に約 1 m の盛土を行っている。そのため、調査は、小型ユンボにて、注意深く掘り下げた。深さ約 1 m の地点から、厚さ約 0.2m程のシルト層がみられた。これが旧水田耕土とみられる。その下は、礫混りのシルト層となる。これは旧河床礫層とみられる。遺物・遺構は検出されなかった。

第26次調査

第26次調査は、福井市城戸ノ内町字兵庫、田中貞夫氏宅の家屋増築に伴う現状変更の事前調査である。調査は、昭和52年11月24・25日の二日間を要した。調査地は、以前に水田を埋めた地である。約 0.8mの黄色土がこの埋土にあたるものとみられる。その下の約0.1~0.2mの茶褐色土がみられる。これは、旧耕土・床土とみられ、その下が小礫混り黄褐色土である。ここより遺物の出土がみられる。遺構面とみられるが、明確な面はつかめなかった。

環 境 整 備

昭和52年度は、瓢町屋敷跡2250㎡を請負工事で芝張や花木の植栽、溝側石補修、砂利敷舗装、井戸枠、越前焼カメ復原展示などで整備するとともに、アルマイト板製の説明板を設置した。また館跡前4370㎡について、直営工事で盛土整地するとともに花木を植栽し、観賞と休憩の用に供した。

瓢町屋敷跡整備工 PL. 17~19 第13図

瓢町地区は、職人町的な特殊な字名をもち、地割も他の地区に比して比較的小さく不規則なところである。発掘調査の結果検出された遺構は、礎石建物6、道（通）路3、溝28、石積施設9、井戸6、カマド1などである。遺構群は、他の地区と同じように大きく3時期に分けられるが、この地区の特徴は、小さきみに屈曲した多数の溝がみられること、越前焼の甕がかなりまとまって規則的に配置された跡がみられることなどである。

遺構の遺存状況がよくないので、全体にうめもどし、礎石や道路、溝、井戸、石積施設などの遺構を除いた全面に高麗芝を植栽した。建物は、礎石を用いた建物跡が発掘されたが、それぞれの規模が不明であったので、礎石を展示するにとどめた。道路跡は、砂利混りの発掘検出面に直接細砂利を3cm厚に敷き舗装した。溝は、すでに抜かれている部分の側石を補充、また倒れているものなどを補修し、底にはソイルセメントを5cm厚にうって強化するとともに、整備後の排水溝として活用することにした。図で黒色に塗りつぶしている石は、補充又は修理された石である。石積施設も同じく、側石を補修整備した。井戸は、井戸枠を一基について復原することにし、他は上部の側石を補修した後うめもどすことにした。井戸枠の大きさは、幅96cm高さ43cmで出土材と同じ笏谷石で復原した。また竈跡近くで、笏谷石製の丸い水鉢を検出したが、これも同じ材料、寸法、形状で1個復原設置した。越前甕の底部が並んで出土した甕すえつけ穴には、甕の底部40cm高さの部分について復原設置した。

観賞と緑陰用に、遺構のないところに3.5m内外の、アカマツ3本、シラカシ2本、サクラ6本、ウメ1本、ケヤキ2本、シダレヤナギ2本、モクレン1本、カエデ類3本を植栽した。

整備地区の西南側に、アルマイト板製の説明板を一基設置した。

館跡前整地植栽工

本館の西北側、仮駐車場と一乗谷川の間30cm~1mほど盛土して、高木と低木を植栽した。川側には、ネムやモモ、ウメ、ナシ、ヤナギなどを植栽し、民家側には、整備地と民家との緩衝緑地になるように、また花がひきたつように北側にウバメガシなどの常緑樹を、手前にサクラとツツジ、ハクチョウゲ、ハギなどの低木を植栽した。また要所に緑陰と観賞用にケヤキやカエデ類を植栽した。

一乗谷朝倉氏遺跡の見学来訪について

ここに記述するものは、昭和52年度に奈良女子大学住居学科近藤研究室に依頼して実施した利用実態調査の報告の要約である。詳細は朝倉氏遺跡環境整備報告書Ⅰに掲載する予定である。

調査は、夏季と秋季の2回行われた。夏季の調査は、好天にめぐまれて予備調査を6月13日（日曜）に、主調査を8月21日（日曜）に行った。来訪者は、9時から15時の間に、前者は約800名、後者は約1300名を算し、昭和48年当時の来訪数に比して約2倍である。来訪の殆んどが、自家用車なし、貸切バスに依存している。来訪者の未成年層は史跡の周辺の居住者で、壮年層は全国的な水準でみられる。半数前後が初回の来訪であるが、5回以上来訪している者もある。

来訪の目的については、成年に見学、観光が多く、未成年に休養その他が多い傾向を示す。福井県下嶺北地方をのぞいて見学、観光を主とし、周辺からの来訪者に休養などを目的とする者が相対的に大となる。満足度は、青年層が最も否定的で、見学目的の者が最も肯定的傾向を示す。印象の強いものは雰囲気最大で、つぎに庭園遺構の順である。整備希望は、48年の調査と比較して、環境保全の希望が増大し、説明案内希望が減少している。

一乗谷来訪者の観光流動は、60%以上は一乗谷川流域のレクリエーション行動として完結性を持ち、孤立性の強い史跡の性格を示唆する。

秋季の調査は、好天にめぐまれた11月2日（水曜）と11月3日（祭日）に行った。来訪者は前者が約500名、後者が約1000名で、昭和48年に比して若干の来訪増を示す。秋季においては、夏季よりも滞在者の著しい集中がみられた。秋季で特色視されるのは貸切バスによる来訪の減少と国鉄経由の遠足など、その他に相当するものの増大である。

秋季における来訪の目的、印象の内容は、夏季とあまり差異がない。将来希望においては、整備に対する希望が増大している。一乗谷来訪者の観光流動は、夏季とほぼ同傾向である。

夏季と秋季の調査を総括すると次のとおりである。年間来訪者数は、8月を最大、2月を最小とする想定のもとに10万人程度と考えられる。誘致率において、福井市20%、嶺北地方8%、北陸地方1%強、表日本都市群0.04%、その他0.01%ないし0.02%を意味し、これが福井県としての地方性の高いいわゆる史跡観光地であることを示す。

来訪経験は、約半数が初回で、多くが見学、観光の目的をもち10%以上は5回以上の来訪経験で休養、史跡対話の目的をもつ。来訪目的では半数弱が見学であり、休養の20%前後、観光の10%強、遠足や運動をふくむ諸目的が10%～20%を数え、来訪目的の多様さがみられる。

来訪者の評価は約半数の満足をふくんで95%以上が史跡の状態に肯定的であり、印象的なものとしては雰囲気（40%強）、遺構（30%強）、整備状況（20%）などが注目され、将来希望として史跡環境保全（40%前後）、遺構復原（20%強）、緑地整備（20%前後）、案内の強化（10～20%）が来訪者から指摘されている。

朝倉氏の守護職について（古文書調査の報告にかえて）

越前国守護職事、被任望申旨畢、委細右京大夫可申也

文明三

慈照院殿様

五月廿一日

御判

朝倉彈正左衛門殿⁽¹⁾

従来の諸説は、上の『古證文』所収の將軍足利義政の御内書をもって、朝倉孝景（教景・敏景・英林宗雄）が、越前国守護職を獲得したとしている。果して、その通りであろうか⁽²⁾。

上記の義政御内書の一体どこに、朝倉孝景を越前守護に任じたと書いてあるのであろうか。文面には、ただ「越前国の守護職のことは、望みに任せて良い。」とのみあって、誰を守護に任じたとは書いてない⁽³⁾。朝倉孝景に宛てて、守護職は望み通りにして良いと伝えているのであるから、朝倉孝景が、守護に任じられたと解釈することは可能である。しかし、

（足利義持）

（花押）

伊豆上野兩國守護職事、所補任上杉右京亮憲基也者、早守先例、可致沙汰之狀如件

應永十九年十二月廿九日⁽⁴⁾

（足利義輝）

（花押）

長門國守護職事、所補任毛利大膳大夫隆元也、者、早守先例、可致沙汰之狀如件

永祿五年九月十九日⁽⁵⁾

の二例を見ると、守護職補任は、御判御教書で行なわれるのが通例で⁽⁶⁾、文面も「○○国守護職事、所補任○○（人名＝姓＋官途名＋実名）也、者、早守先例、可致沙汰之狀如件」とあり、国名と人名以外、両者は完全に一致している。つまり、室町幕府が、各国守護を任命する場合、その初期も、末期も、一貫した書式の御判御教書で行なったことが判明する。

『古證文』所収の足利義政御内書とされるものは、守護補任の通例からも、その文面からも、当該文書の真偽にかかわらず⁽⁷⁾、朝倉氏が越前守護職を獲得した証拠とは、そのままではなり得ないものと思う。

文明三年より後の文明九年にも「越前國斯波」⁽⁸⁾とあって、朝倉とはなく、又文明十五年にも「越前國守護代朝倉」⁽⁹⁾とあって、文明三年より、十二年も経た文明十五年、ようやく、朝倉氏は越前国守護代と記されるに至るのであり、それでも尚守護とはなっていないのである。

更に、義政御内書の出されたとされる文明三年、翌文明四年の記録を拾っても、朝倉氏の地位は、「直奉公分」⁽¹⁰⁾・「国司」⁽¹¹⁾・「守護分」⁽¹²⁾と様々に記されているが、「守護」と記したものは、今のところ見あたらない。以上の考察からして、文明三年の時点での朝倉氏の守護職任命はなかったものと結論して良ろしかろう。⁽¹³⁾

文明四年以降、朝倉氏が越前国内の寺社領に安堵状を発給⁽¹⁴⁾し、又寺社本所領に半済を実施している⁽¹⁵⁾ことから明らかな様に、この時点で朝倉氏は、越前支配を開始しているのである。従来の諸説は、越前守護即ち越前の支配者、越前の支配者即ち越前の守護でなければならないと、考えていた為に、文明初年の朝倉氏の越前支配の理解に、無理や矛盾を生じていたものと思う。むしろ、守護・守護代という体制によらない越前支配があったと考え、その実態をこそ追求すべきだと思う。

(注)

- (1) 『大日本史料』第八篇之四、五六六頁。
- (2) 重松明久氏は、「朝倉孝景と越前守護職」(『若越郷土研究』18の3)で、文明三年五月廿一日の朝倉孝景の任越前守護職を否定された。ここでは、大略重松説を再確認し、若干の整理と見通しを述べてみたい。
- (3) 小泉義博氏も、この様に解釈できると発言しておられる。
- (4) 『上杉家文書』八二号。
- (5) 『毛利家文書』三一七号。
- (6) 重松明久氏「朝倉孝景の任越前守護職をめぐる」(『史学研究』一三六号)も、この点に触れている。
- (7) 前掲(6)では、偽文書とされる。
- (8) 『大乘院寺社雑事記』文明九年十二月卅日条。
- (9) 『大乘院寺社雑事記』文明十五年四月卅日条。
- (10) 『大乘院寺社雑事記』文明三年二月廿九日条。
- (11) 『大乘院寺社雑事記』文明三年八月五日条。
- (12) 『経覚私要鈔』文明四年九月条。
- (13) 重松氏が昭和四八年、朝倉孝景は越前守護ではなかったとの説(前掲書(2))を発表されて以後、昭和五一年、堀隆美氏が富山県立図書館の蔵本中に『朝倉家録』(『朝倉家記』)なる、『朝倉始末記』の異本の存在を見出された。松原信之氏、白崎昭一郎氏が相次で「朝倉貞景と斯波義寛との越前国宗主権をめぐる抗争について」、「勃興期朝倉氏に関する二、三の問題点」(それぞれ『若越郷土研究』21の6、22の1所収)を発表され、『朝倉家録』を根拠に、重松氏の説(前掲書(2))を否定し、文明三年朝倉守護説を出された。これに対し、重松氏は再び朝倉氏は守護でなかったと反論された(前掲書(6))。
今両説の論点について詳しく触れる余裕はないが、文明三年に朝倉氏が越前の支配者にはなったが、「守護」ではなかったとの、本項の趣旨を御理解頂ければ嬉しく思う。尚『朝倉家録』(『朝倉家記』)については、小泉義博氏「『朝倉家記』所載文書——初期朝倉氏の政治的動向——」(『鯖江史壇』第二集)がある。
- (14) 『総社文書』・『少林寺文書』・『称念寺文書』など。
- (15) 『親長卿記』文明四年八月廿二日条など。

研 究 所 要 項

I 事業概要

1. 研究事業

- イ. 朝倉氏遺跡発掘調査
第21・22・23・24・25・26次発掘調査
- ロ. 朝倉氏遺跡環境整備
瓢町、本館前芝及び樹木植栽
- ハ. 古文書調査
- ニ. 環境整備本報告書刊行
- 2. 他機関への指導・協力
- イ. 調 査
 - 御泉水庭園（福井市）6月
藤原・小野・吉岡
 - 伝飽和宮遺跡（南条町）6・7月
小野・吉岡・藤原・河原
 - 正法寺山荘跡（三重県関町）7・9月
河原
 - 桑島館跡（石川県白峰村）7月
河原
 - 塩田城跡（長野県上田市）8・1月
河原
 - 勝賀城跡（香川県高松市）8月
岩田
 - 江馬館庭園跡（岐阜県神岡町）9月
河原
 - 松丸館跡（大野市）10・11月
水藤・水野・岩田
 - 石動山遺跡（石川県鹿島町）10・12月
河原
 - 柚山城跡（南条町）12月
小野・岩田
 - 寺井・和田山古墳群（石川県寺井町）12月
河原
 - 武田館跡（山梨県甲府市）12月
藤原
 - 旧根来寺遺跡（和歌山県岩出町）12月
河原・小野
 - 白鳥城跡（富山県富山市）2月
河原
- ロ. そ の 他
 - 埋文センター（講師）11・1月
河原
 - 「発掘された戦国の城下と港」展 10月
石川県立郷土歴史館

3. 朝倉氏遺跡調査研究協議会

1977年11月24・25日 於 福井
「環境整備の方法について」
「山城の買収について」

4. 特別史跡地内現状変更申請について

申請件数	16件
主な理由と面積	
家屋の新・増・改築等	3,221.9㎡
菜園・森林伐採等	40,153.4㎡
発掘・環境整備・その他	14,670.0㎡
計	58,698.7㎡

II 予 算

発掘調査費	2,000万円
環境整備費	1,000万円
研究所費	84万円
計	3,084万円

III 組織規定

福井県教育委員会行政組織規則 抜萃

（昭和46年6月1日
福井県教育委員会規則第5号）

改正 昭和46年12月23日教委規則第12号
昭和47年4月1日教委規則第3号
昭和47年10月24日教委規則第8号

第二節 出先機関（設置名称等）

第13条 出先機関として、支局、へき地、複式教育事務所、特殊教育推進事務所および文化財事務所を置く。

2. 出先機関の名称、位置および所管区域は、次表のとおりとする。

機関の区分	名 称	位 置	所 管 区 域
文化財事務所	福井県教育庁 朝倉氏遺跡調査研究所	福井市	福井市（特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡の指定区域）

（出先機関の所掌事務）

第15条 各出先機関の所掌する事務は、次表のとおりとする。

機関の区分	所 掌 事 務 所
	1. 史跡の発掘および発掘技法の研究に関すること。 2. 史跡の環境整備および遺構修景の研究に関すること。 3. 史跡の出土品の調査および研究に関すること。 4. 中世史の研究に関すること。

附則（昭和47年4月1日教育委員会規則第3号）

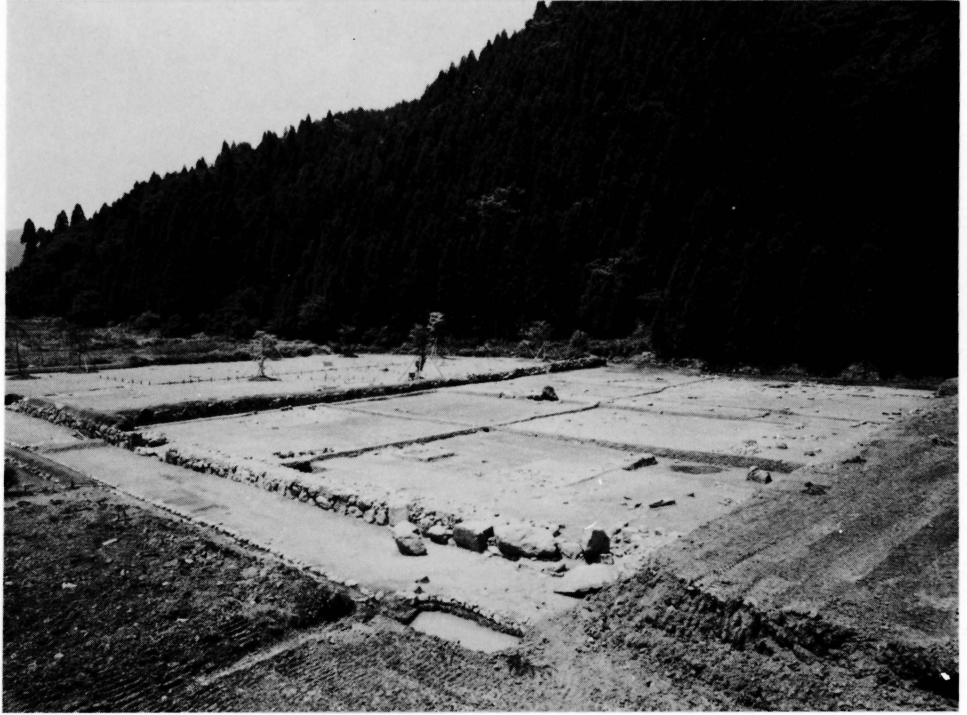
この規則は昭和47年4月1日から施行する。

IV 職 員（昭和53年3月31日現在）

氏 名	官 職	
河原純之	教育庁技術職員 所長	考古
藤原武二	教育庁技術職員 次長	造園
水藤 真	教育庁技術職員 文化財調査員	歴史
水野和雄	教育庁技術職員 文化財調査員	考古
小野正敏	教育庁技術職員 文化財調査員	考古
岩田 隆	教育庁技術職員 文化財調査員	考古
吉岡泰英	教育庁技術職員 文化財調査員	建築
吉越 強	事務補助員	



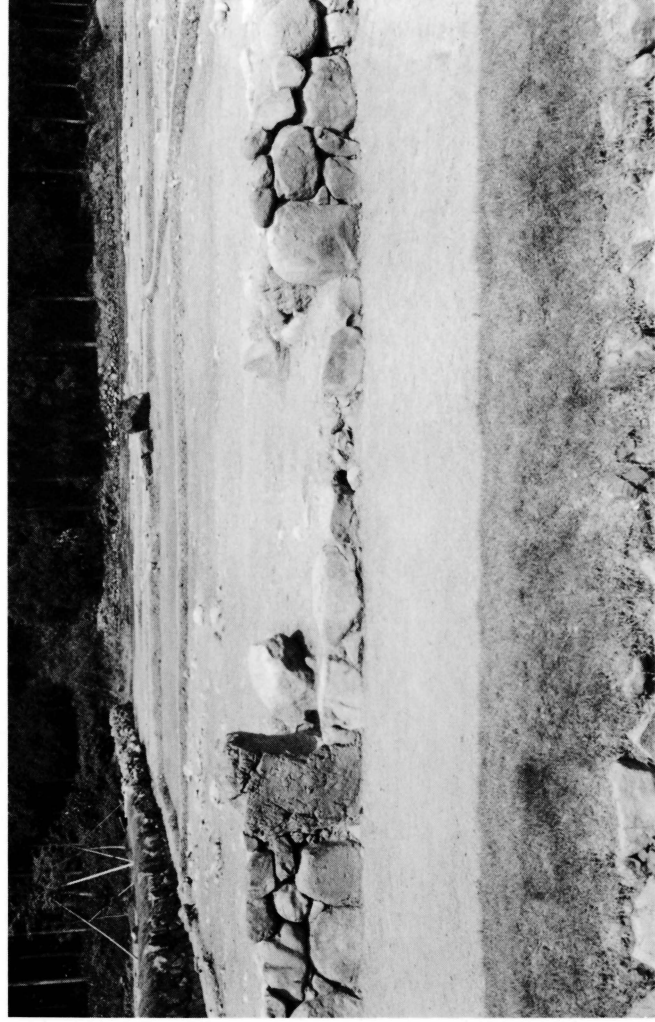
発掘・整備された武家屋敷群 北から



▲ 全 景
北東から



◀ 道 路
SS 260 北から



門 S I 821 東から



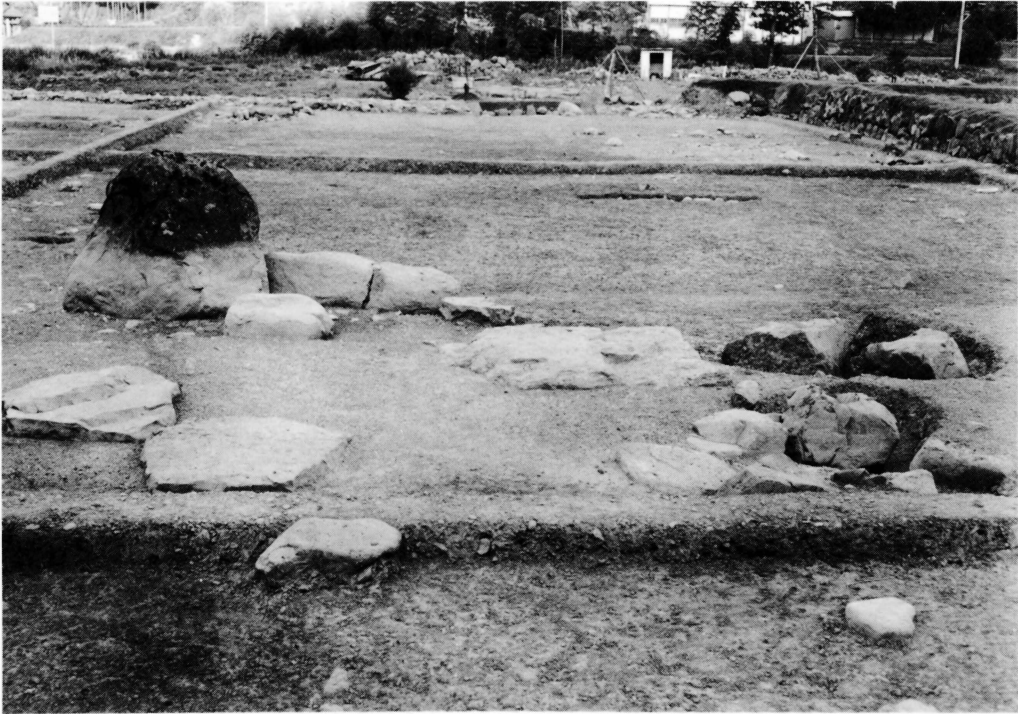
槽列 S A 846 溝 S D 824 石組遺構 S F 851 東から



▲ 建物SB 843
南から



◀ 溝SD 824
柵列SA 846 東から



庭園 SG 829 西から



建物 SB 830・831・SX 855 南から

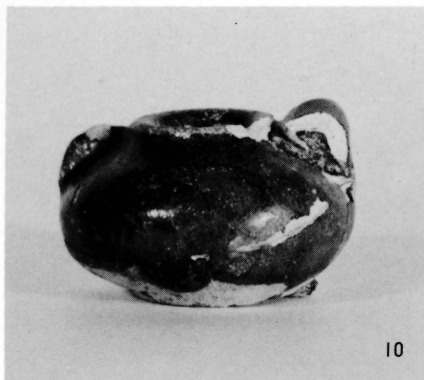


井戸 SE 850、849

SE 848



石積施設 SF 851



10



15



14



16

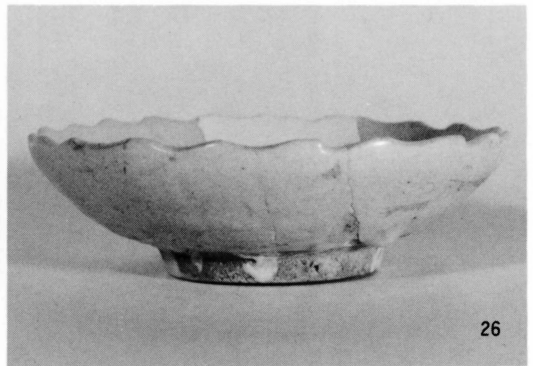
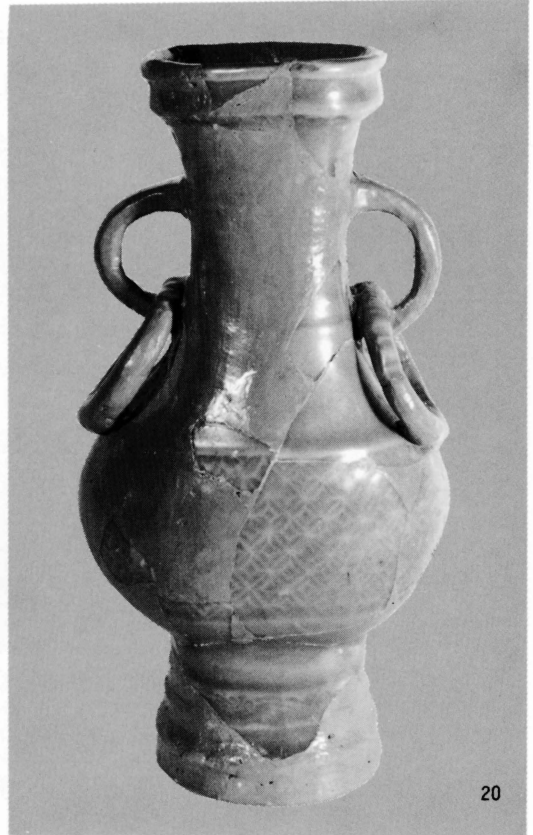
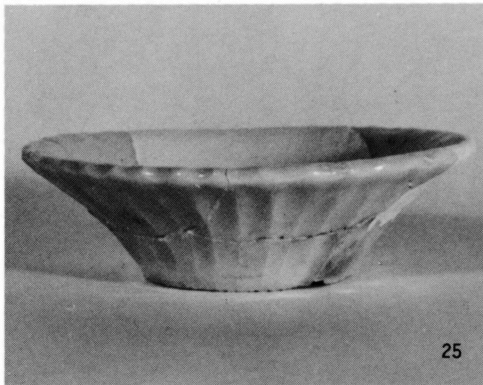
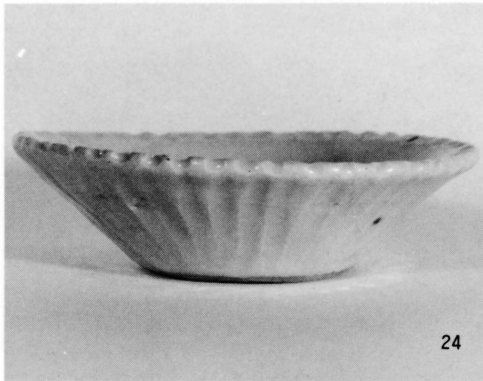
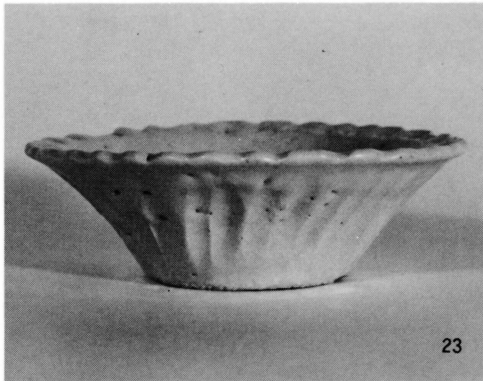
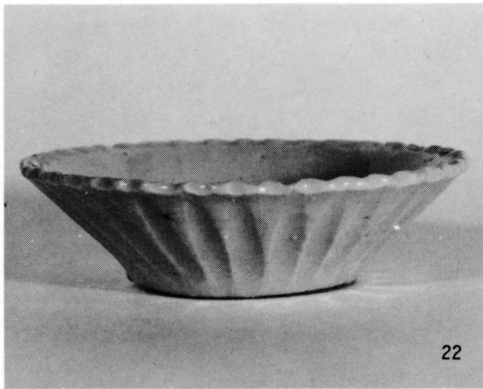


17

18

19

瀬戸・美濃焼 10.水滴 白磁 14.坏 15.16.皿 朝鮮製陶器 19.象嵌三島手壺 その他 17.18.茶褐色釉四耳壺



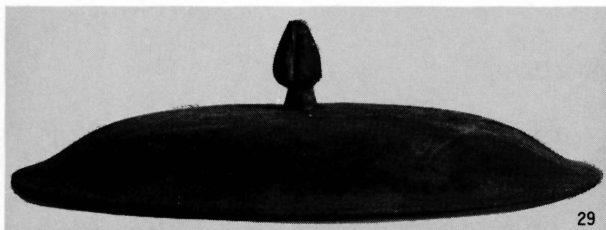
青磁 20.花瓶 21.托 22~26.皿



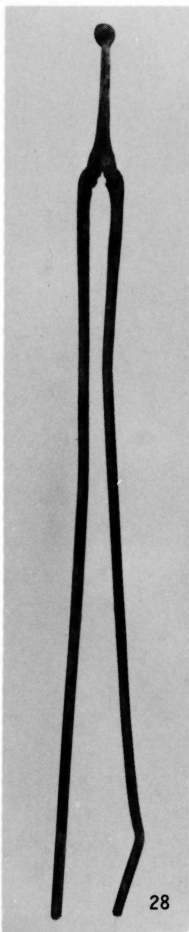
27



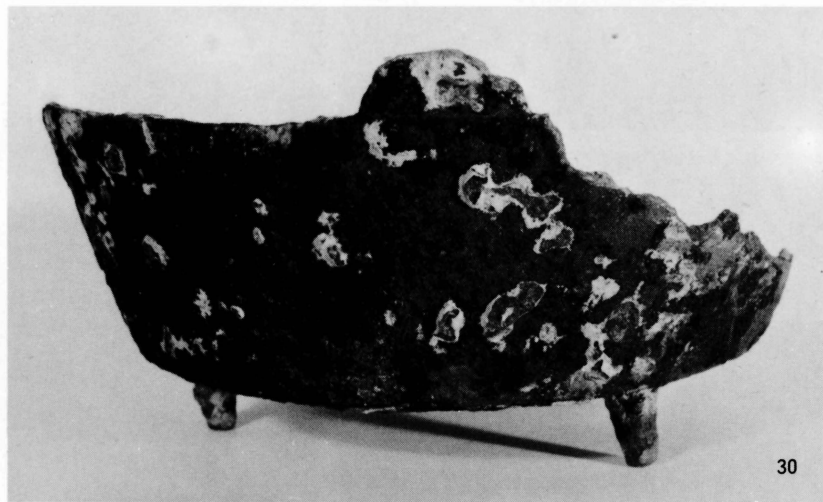
33



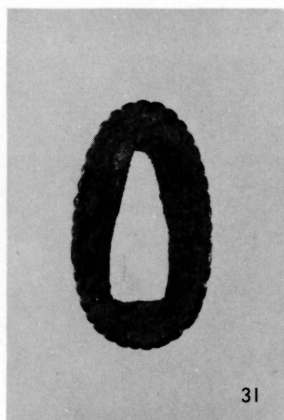
29



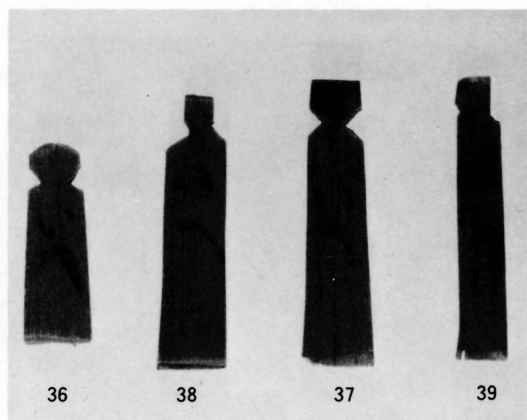
28



30



31



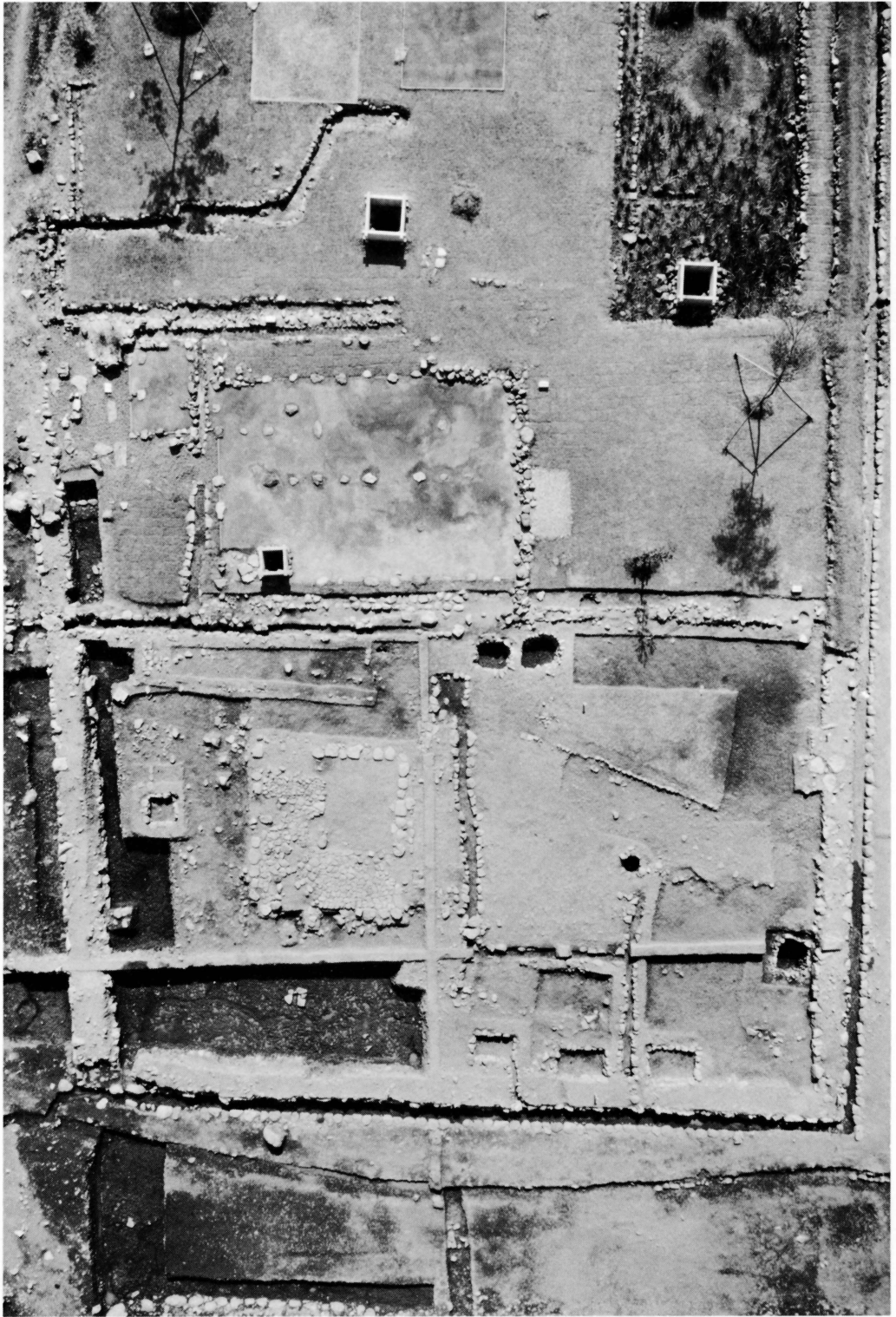
36

38

37

39

金属製品 27.花瓶 28.かんざし 29.蓋 30.鉄鍋 31.切羽 33.飾り金具 木製品 36~39.付札「いへ」



屋敷主要部空中写真



全 景 北から



南主要部 東から



道路SS 260 北から



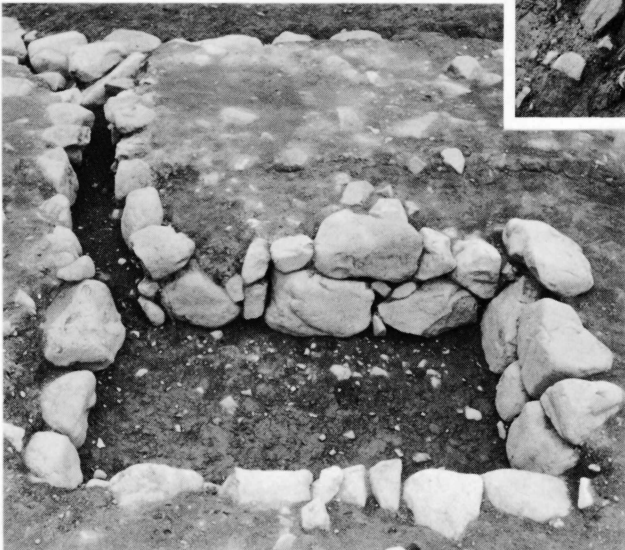
道路SS 944 東から



建物 SB 903 西から



道路短折部及溝蓋石



SZ 913

SD 902

SZ 915

SD 898

SF 909

SD 943

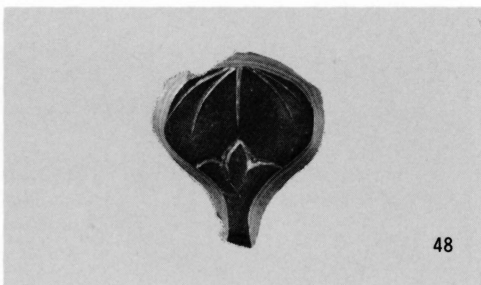
SZ 916

及

SD 897

SF 906

及び



- 41・42 青磁香炉
- 44 鉄釉水注
- 45 鉄釉水滴
- 46 銅 鏡
- 48 堆黒破片
- 49 盆 石



第21次調査発掘遺構 西から



第22次調査発掘遺構 西から



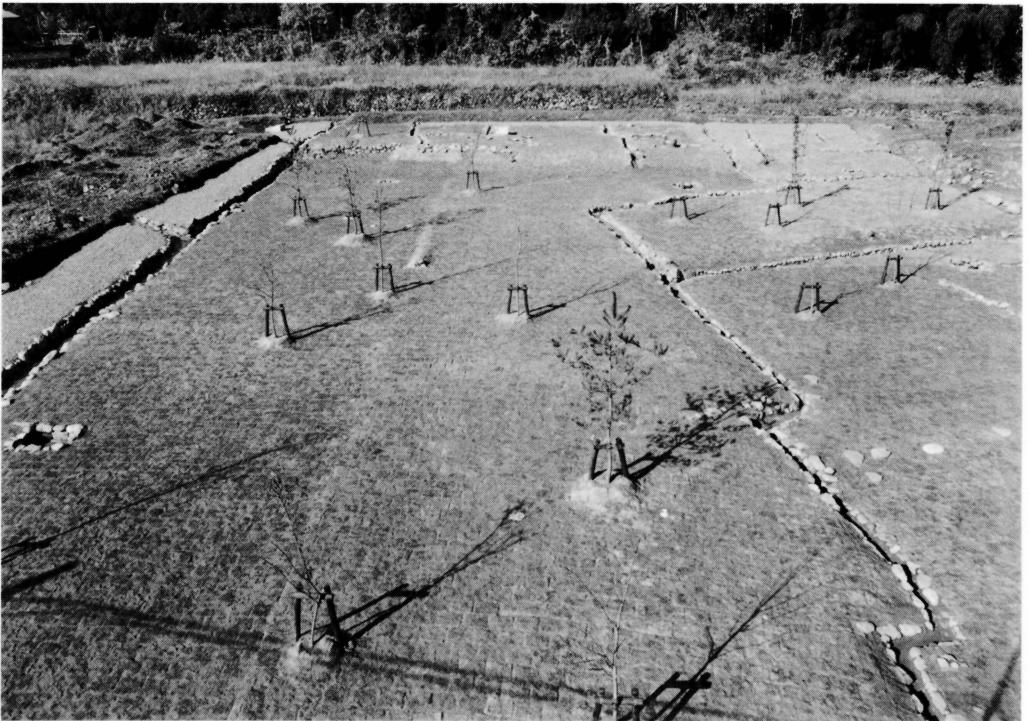
瓢町屋敷跡発掘状況 南から



瓢町屋敷跡整備状況 南から



同整備状況 西から



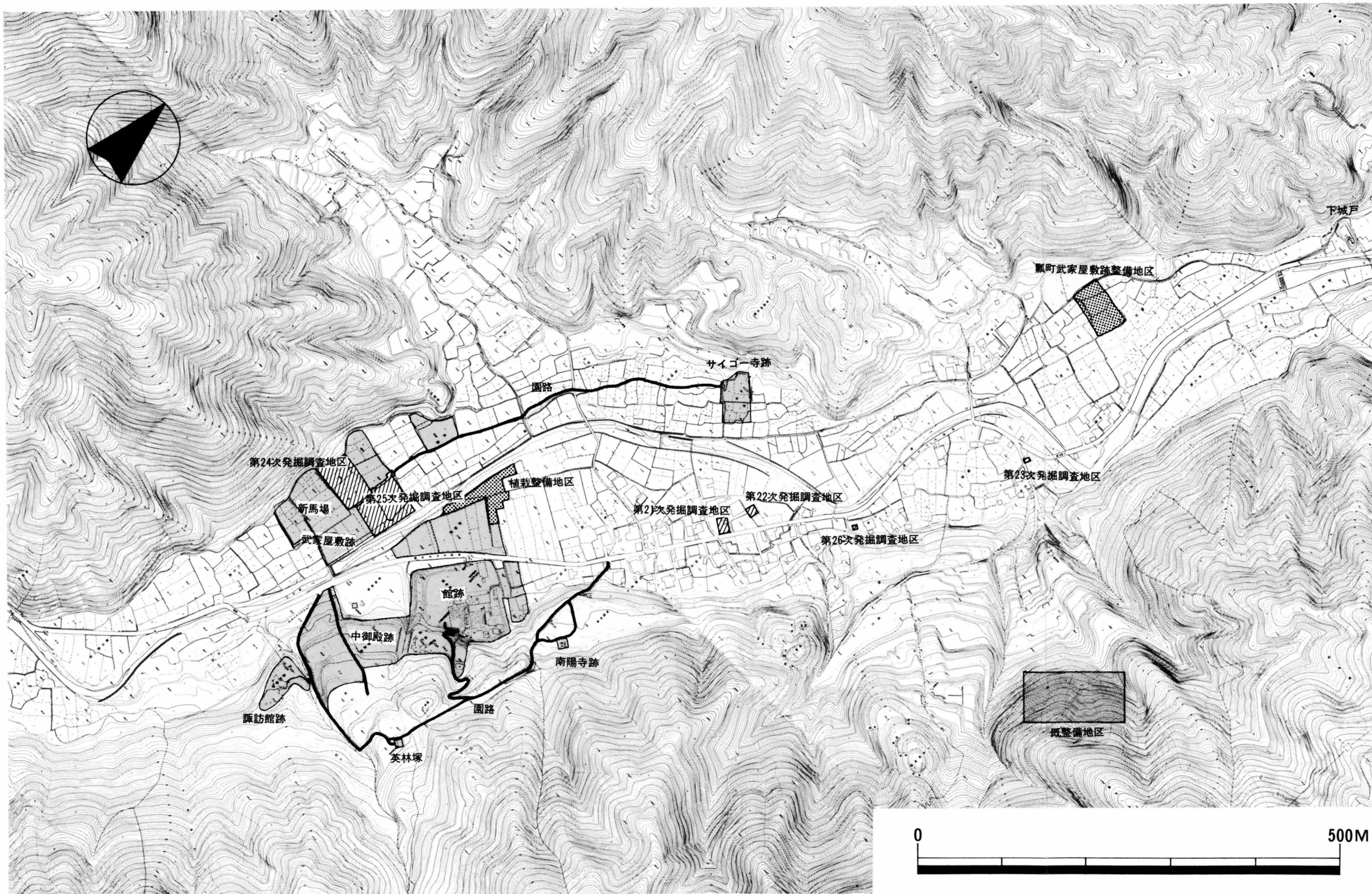
同整備状況 東から

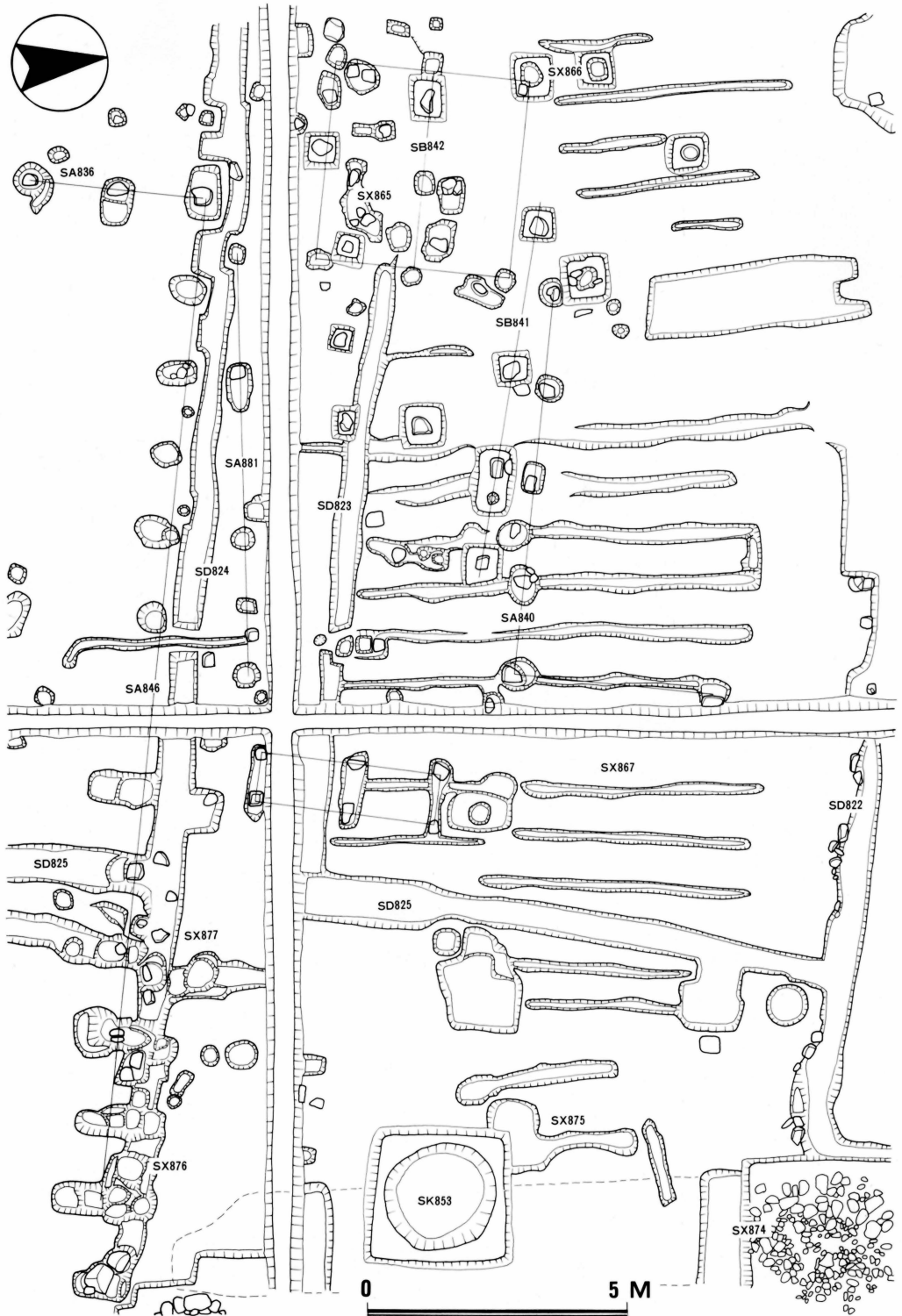
同 越前カメ・石水鉢・
井戸枠復原展示状況
北から▶

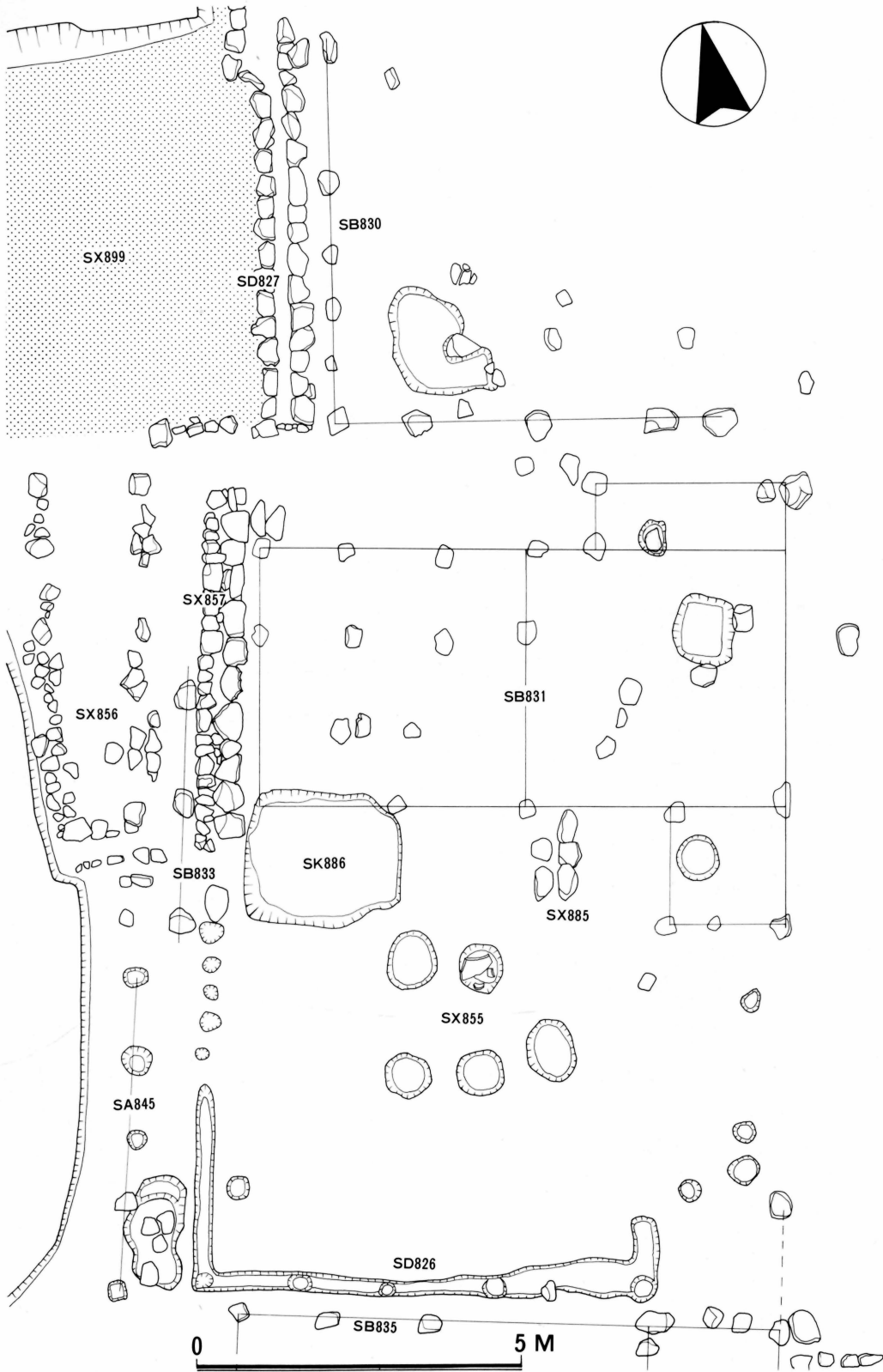
同 礎石建物 (SB 673
SB 672) 整備状況
北から▼

同 石積施設・溝整備状況
北から▶



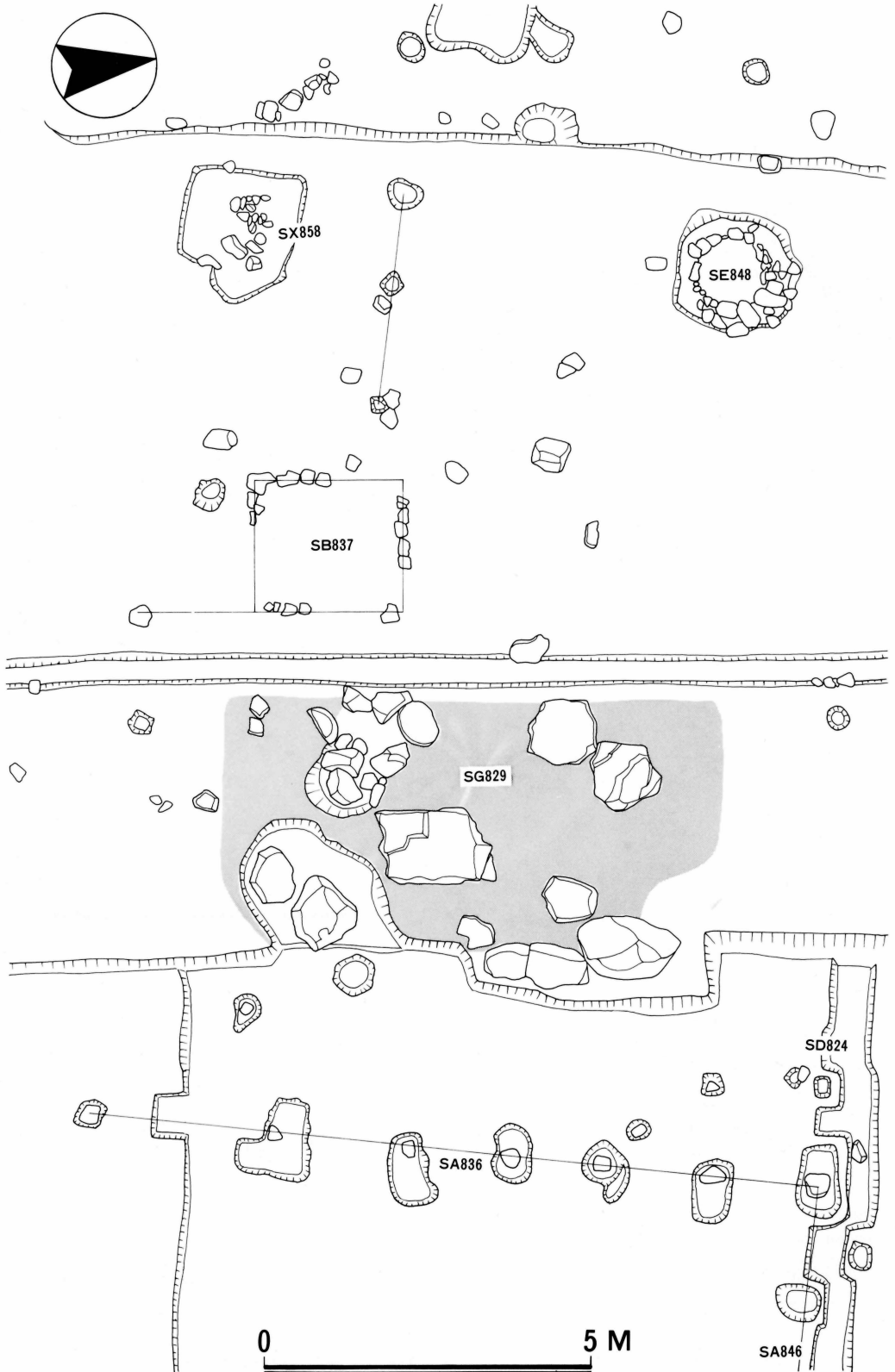


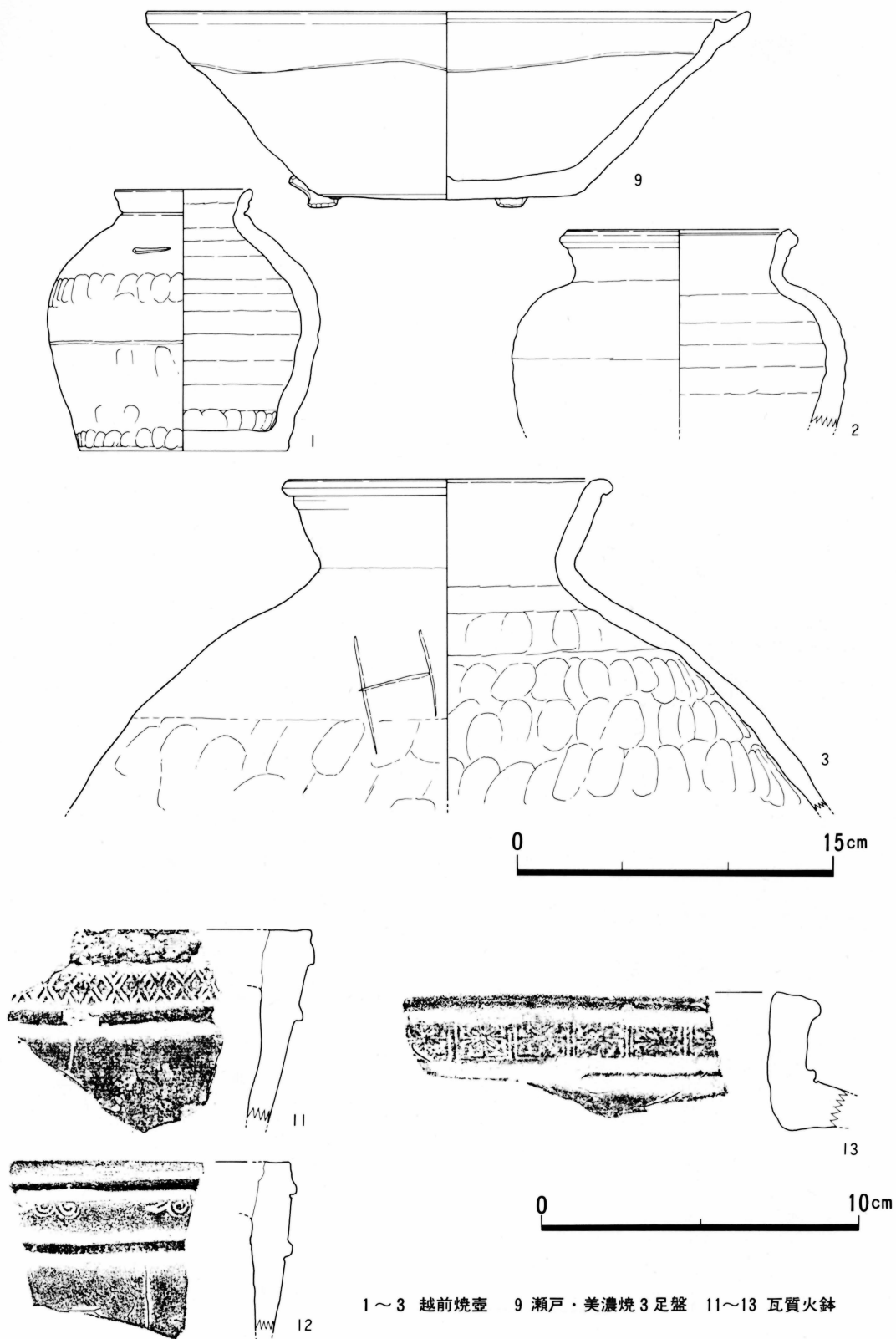




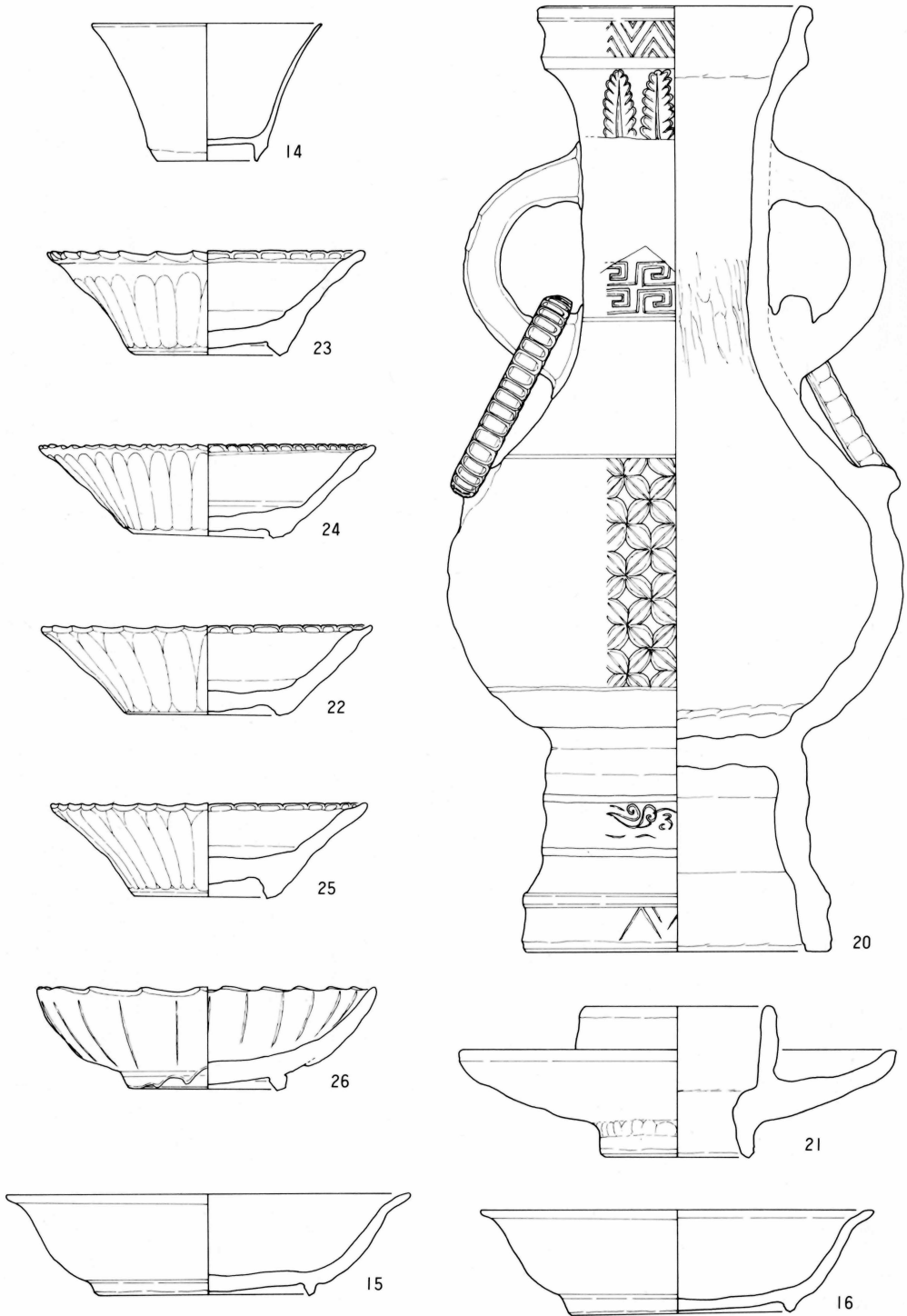
第4図

第24次調査・遺構(3)



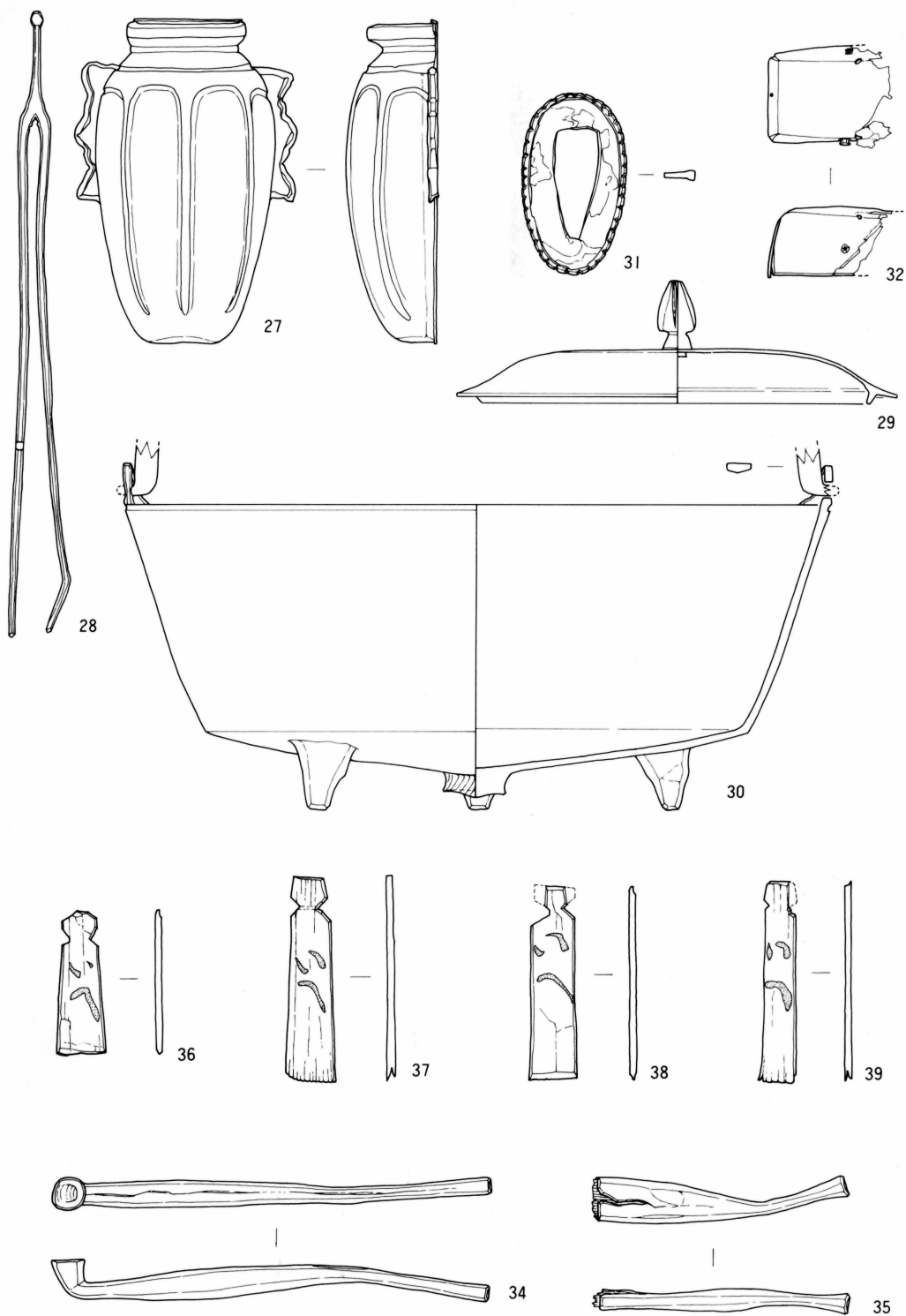


1~3 越前焼壺 9 瀬戸・美濃焼3足盤 11~13 瓦質火鉢



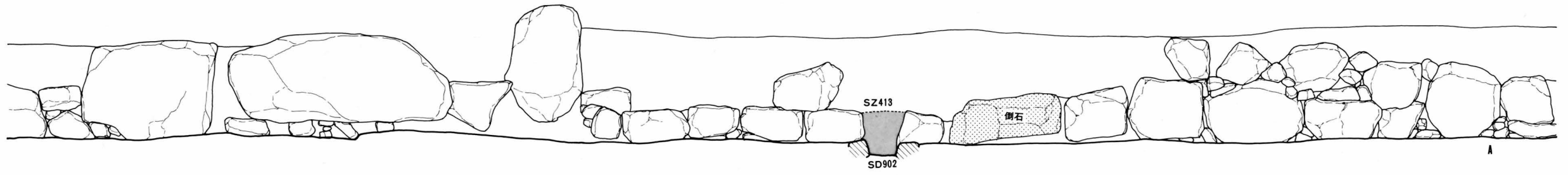
14 白磁坏 15・16 白磁皿 20 青磁花瓶
 21 青磁托 23~26 青磁皿

0 10cm

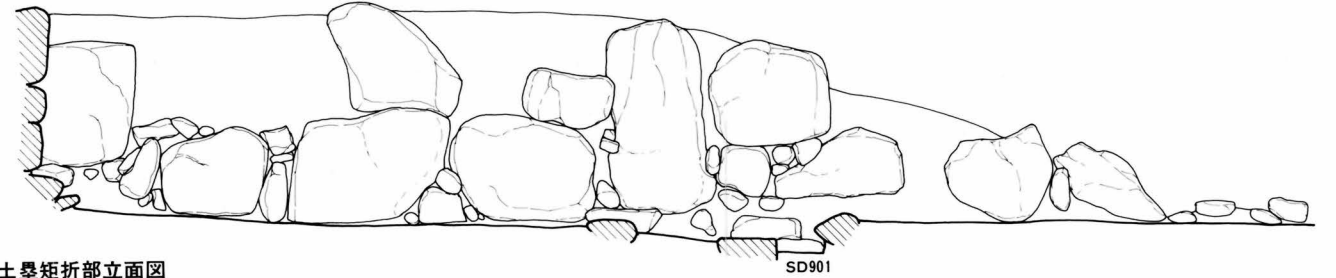
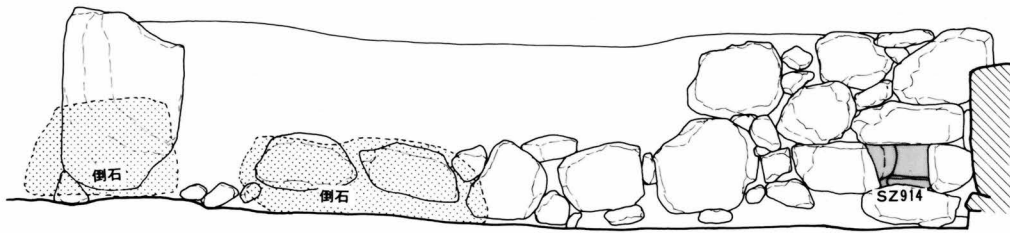


27 花瓶 28 かんざし 29 蓋 30 鉄鍋 31 切羽
32 隅の飾り金具 34・35 煙管 36~39 付札

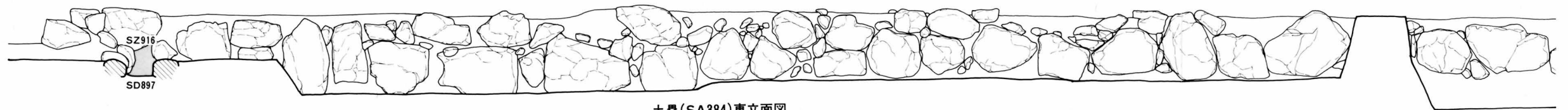
0 10cm



道路(SS260)西土壘立面図



道路(SS260)西土壘矩折部立面図



土壘(SA384)東立面図

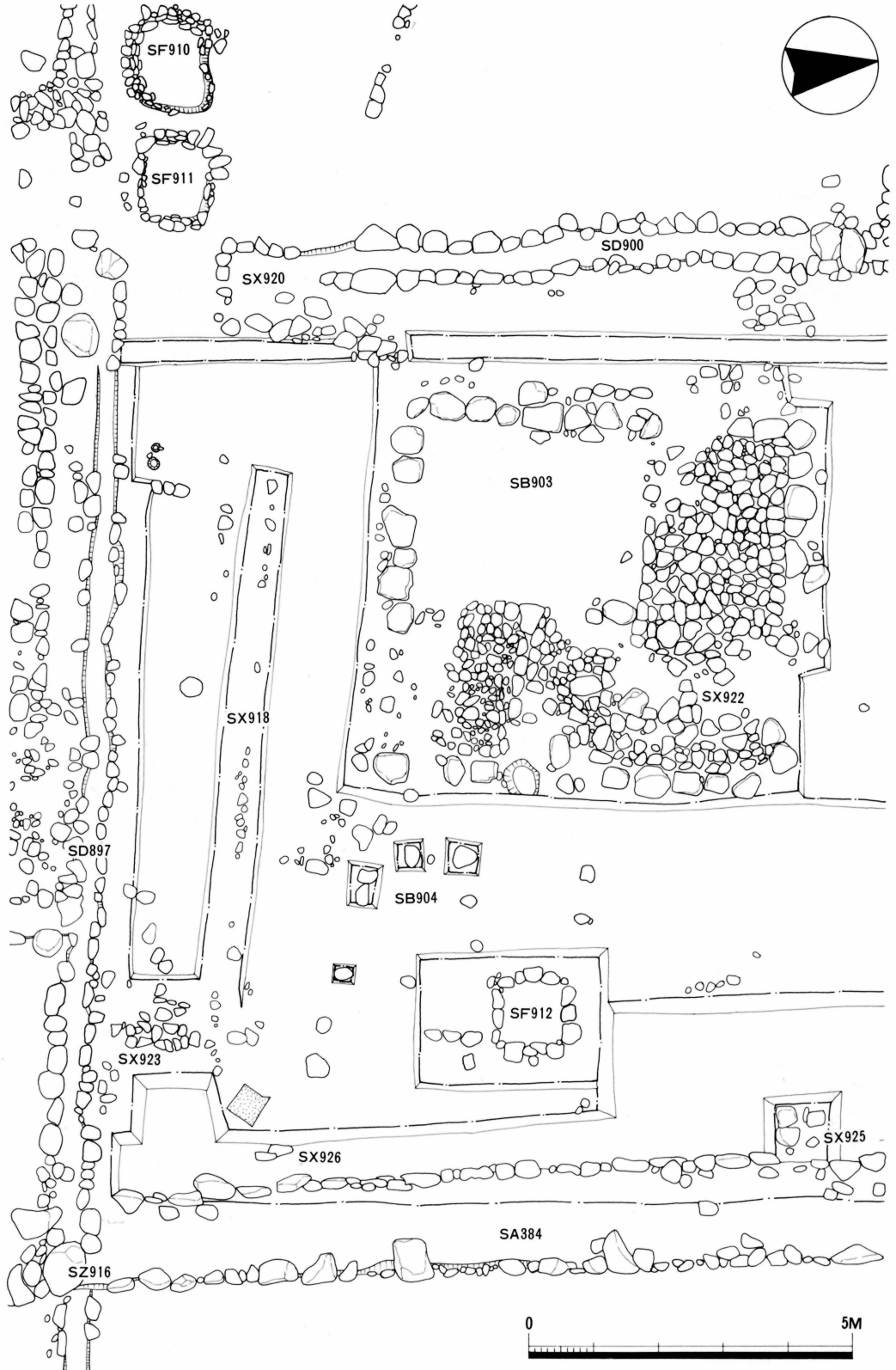


土壘(SA891)北立面図



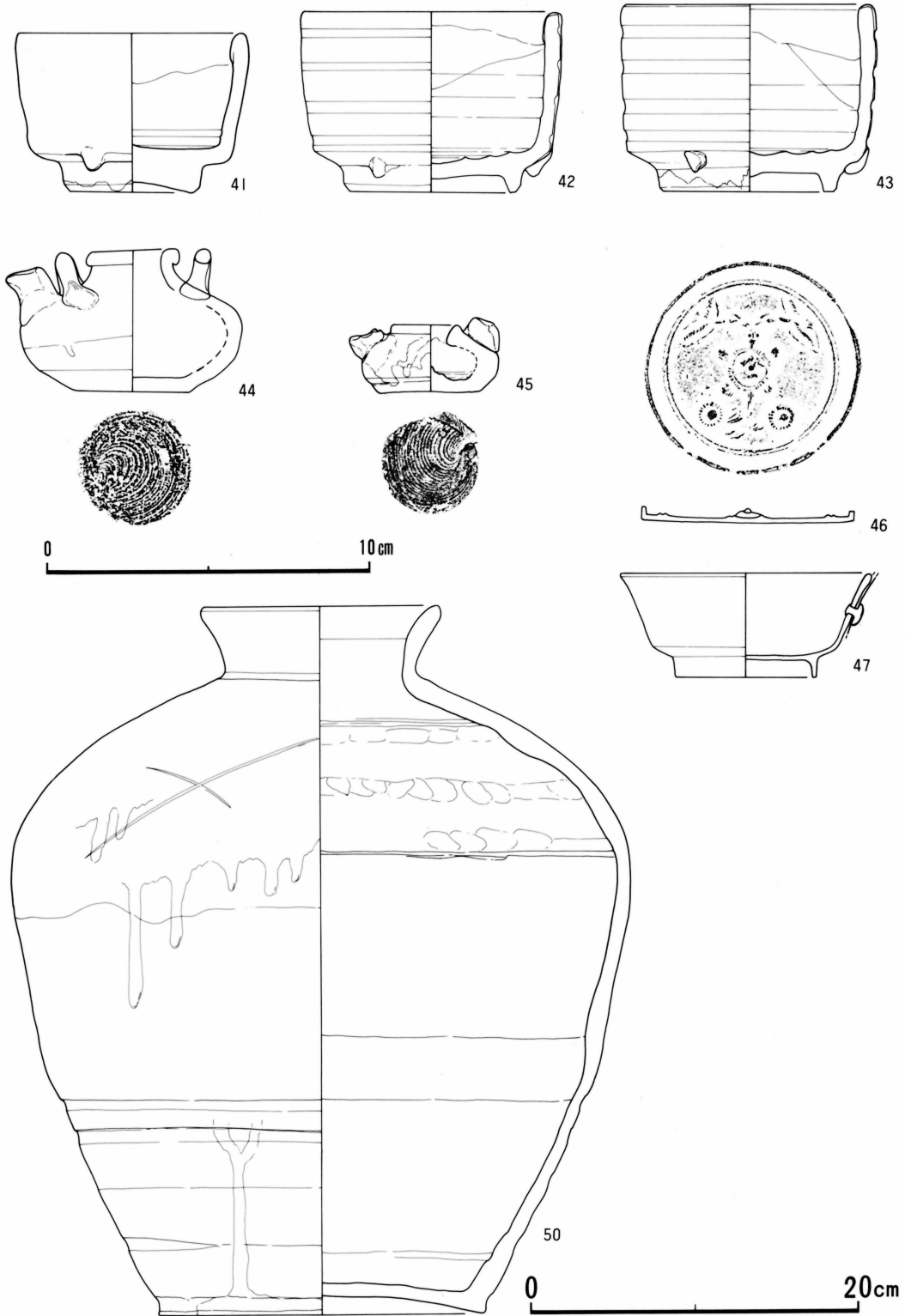
SV894南立面図



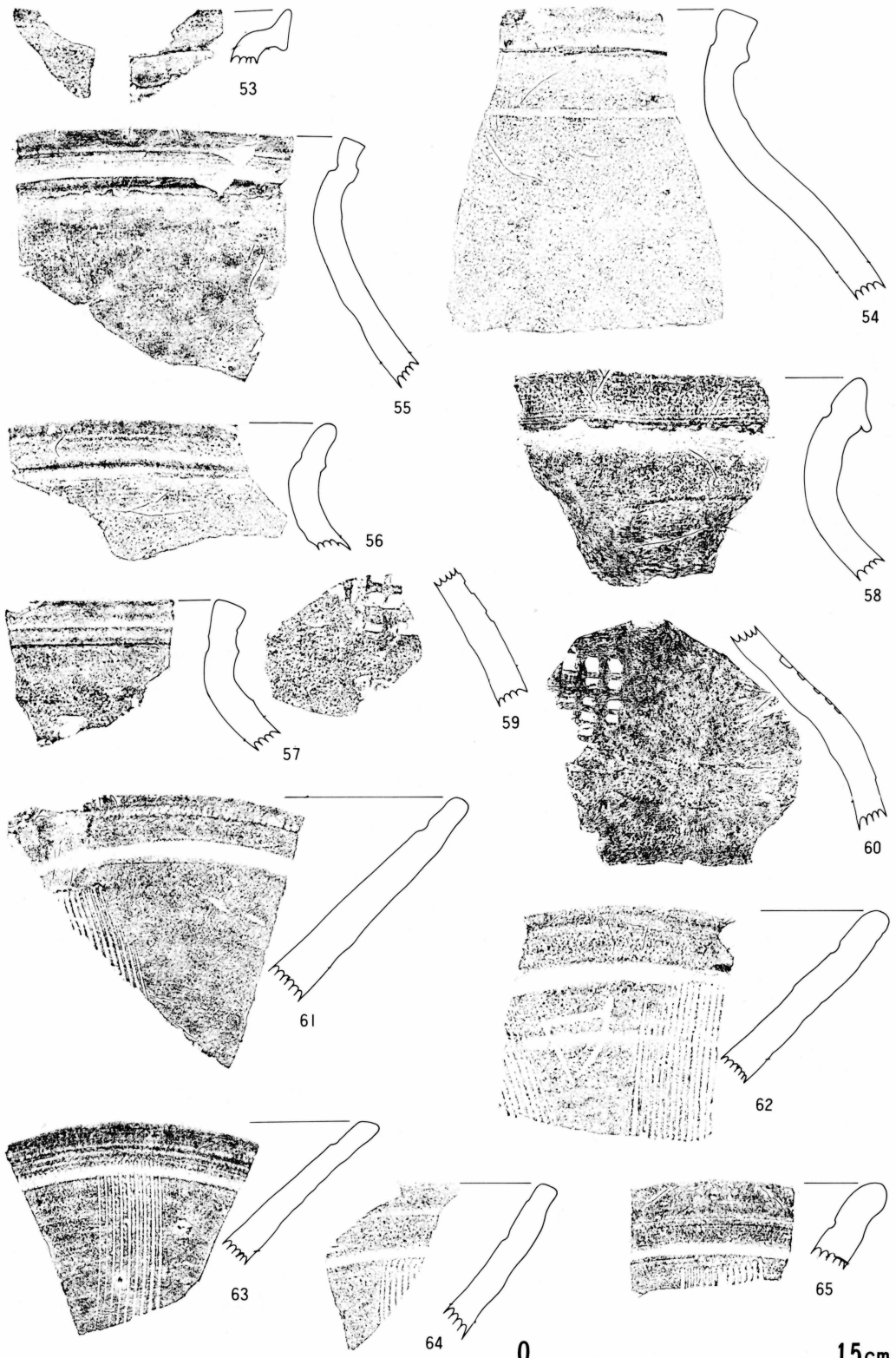


第10図

第25次調査・出土遺物(1)

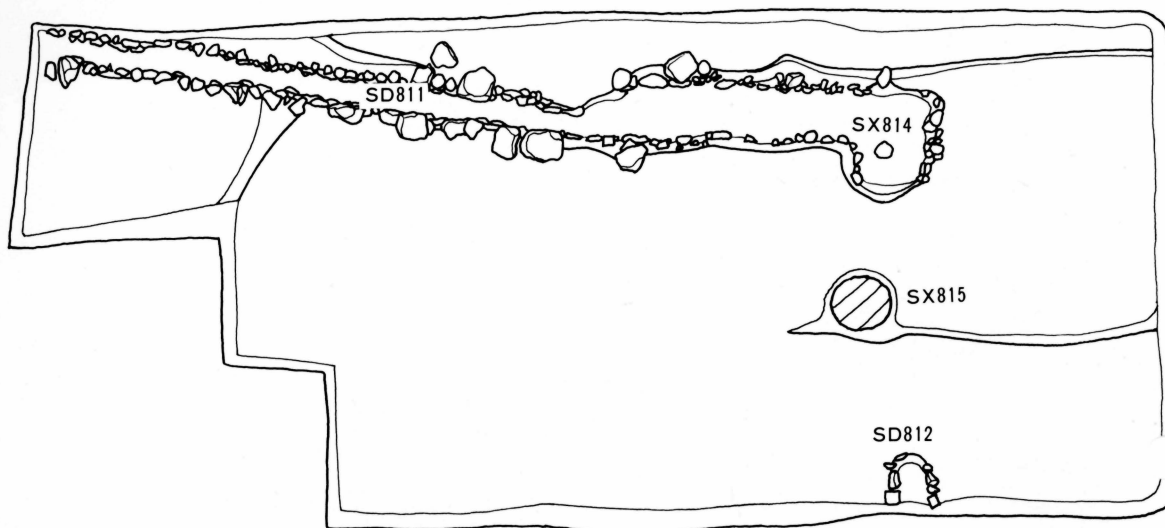


41~43 青磁香炉 44 鉄釉水注 45 鉄釉水滴 46 銅鏡 47 銅椀 50 丹波焼壺

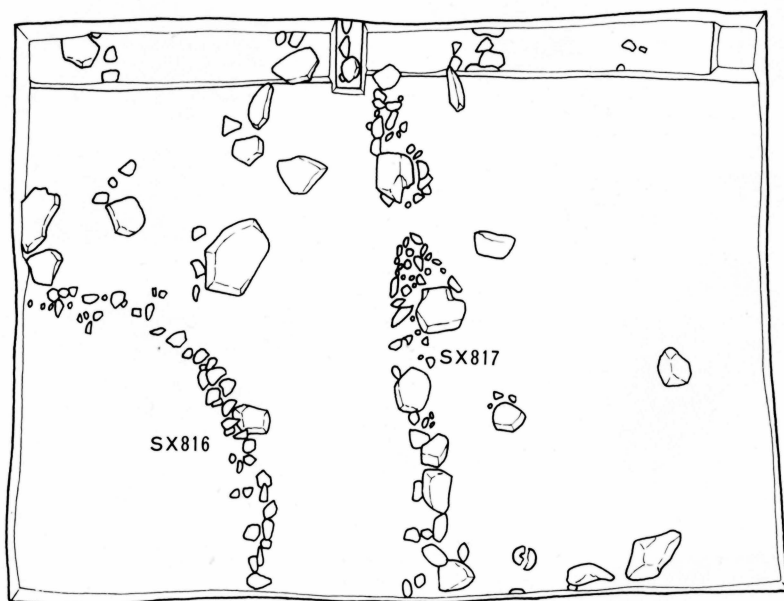


越前焼 I群53 II群54~65

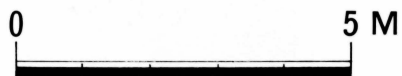
0 15cm

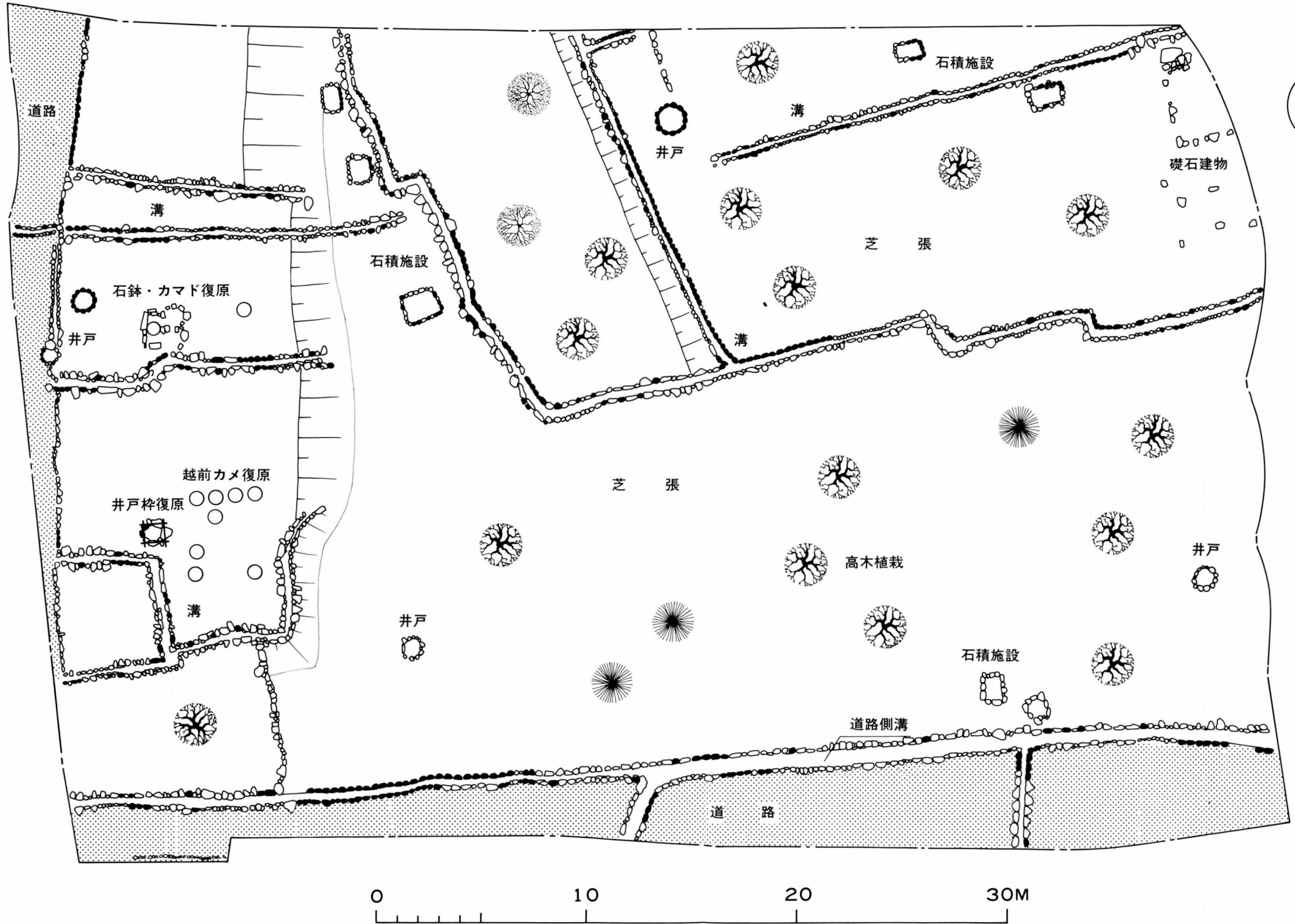


第21次発掘調査遺構図



第22次発掘調査遺構図





特別史跡 一乗谷朝倉氏遺跡 IX

— 昭和52年度発掘調査整備事業概報 —

昭和53年 3月31日

編集発行 福井県教育委員会
朝倉氏遺跡調査研究所◎
印刷 創文堂印刷株式会社

無断転載を禁ず